

第九十四回国会 参議院運輸委員会會議録第十二号

昭和五十六年六月二日(火曜日)
午後一時四分開会

委員の異動

五月二十九日

江藤 智君

補欠選任

坂倉 藤吾君

中西 一郎君
広田 幸一君

五月三十日

中西 一郎君

補欠選任

六月一日

小笠原貞子君

補欠選任

六月二日

江藤 智君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

黒柳 明君

理事

伊江 朝雄君
山崎 竜男君
目黒今朝次郎君
桑名 義治君

江島 淳君
梶原 清君
木村 睦男君
高平 公友君
内藤 健君
仲川 幸男君
安田 隆明君
山本 富雄君

衆議院議員

発議者

國務大臣

厚生大臣

運輸大臣

政府委員

厚生省環境衛生局長

厚生省環境衛生局長

運輸大臣官房審議官

運輸省港務局長

自治大臣官房審議官

事務局側

常任委員会専門員

参考人

早稲田大学政治経済学部教授
兵庫県副知事
戸谷 松司君

村上 登君

寄本 勝美君

小柳 勇君
竹田 四郎君
広田 幸一君
市川 正一君
柳澤 鍊造君
田 英夫君

○委員長(黒柳明君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る五月二十九日、坂倉藤吾君が委員を辞任され、その補欠として広田幸一君が選任されました。

また、昨日、小笠原貞子君が委員を辞任され、その補欠として市川正一君が選任されました。

○委員長(黒柳明君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

広域臨海環境整備センター法案の審議のため、本日の委員会に早稲田大学政治経済学部教授寄本勝美君及び兵庫県副知事戸谷松司君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(黒柳明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(黒柳明君) 広域臨海環境整備センター法案を議題とし、参考人から意見を聴取いたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、御多忙のところ本委員会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。参考人の方々から忌憚のない御意見を拝聴し、本案審査の参考にいたしたいと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の進め方について申し上げます。まず、参考人の方々からお一人十五分程度で御

意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

それでは、これより順次御意見をお述べ願います。

まず、寄本参考人をお願いいたします。寄本参考人。

○参考人(寄本勝美君) ただいま御紹介をいただきました早稲田大学の寄本でございます。本日は、本委員会フェニックス計画及びセンター法案につきまして私なりの考え方を述べさせていただきます機会を与えられて感謝いたしております。

せっかくの機会でございますので、忌憚なく十五分の間に意見を述べさせていただきますと思います。

まず、最終処分地の問題でございますけれども、私、廃棄物の勉強を始めてからかれこれ十年少したわけでございますが、その間ずいぶん多くの自治体の現場を歩き回った者の一人でございますけれども、廃棄物の問題につきましましては、最終処分地の確保というものがいかに重要であるか、そしてそれがだんだんなくなってきたというところに関しまして、早く何らかの対策を打たなければならぬというふうに強く感じてきた者の一人でございます。

そういう意味で、今回のこの動きに関しましては大変私なりに関心を寄せてまいったわけでございますが、ただ、いかに処分地が必要であるといひましても、昨今のセンター法案に関しましては幾つかの問題点、重要な問題点が残されているのではないかとこのように感じます。

まず第一番目でございますけれども、環境問題という点からでございます。で、東京湾、大阪湾に広大な埋め立て処分場をつくることになるわけでございますけれども、もとよりこの二つの湾に対しまして環境上重大な影響を及ぼすということ

になると思われまふ。したがうして、その面でのマイナスマスをできるだけ防止するためには、何にも増してきめの細かい環境アセスメントをやらなければならぬと思ひます。

ところで、環境アセスメントでございませうけれども、場合によつてはかなり大幅な修正があり得るかも知れず、さらには、これもまた場合により得てはでございませうけれども、東京湾、大阪湾にはもはや大きな処分場をつくることは好ましくないとはいふような指摘が環境から出てくることも全くないとは言へないのではないかとふうに思ひます。そういう点から考えますと、とにかくまず環境の調査というものを徹底的に行ひ、そしてその枠の中でのような処分場をつくつていくということも最も望ましいかという論議がまず最初になされてしかるべきなのではないかというふうに思ひます。私の知っている範囲でとらえますと、そのあたりの作業はまださほど進んでいないやうでございまして、その点から一つの抵抗を感じるわけでございます。

なお、環境アセスメントにつきましても、できるだけその内容を充実したものにするということとはもとより、従来たまたまのようなアセスメントではなくしてその理解、その理解に關しましてもできるだけ私たち一般市民のレベルの者がわかりやすいやうな、そういう形でまとめていただき、そしてわれわれのこの東京湾なり大阪湾なりの将来どういふふうに向つていくか、その中で、埋め立て処分場というのはいふうに位置づけられるかというこの市民的論議というものが、まづ前提である程度なされるべきだといふうに考へます。

第二番目は、総合行政についてであります。国会でも多々論議になつていふうにございませうけれども、とにかく問題につきましても、適正に処理をすることがいかに重要であるかというところは言をまちません。それに加えて、昨今の情勢の変化のもとでごみを処理、処分をするという前の段階で、リサイクルという問題、減量

という問題が出てきております。したがうして、処分場は非常に大切だけれども、その前の段階で、この廃棄物をいかにして減らしていくか、再利用をいかにして促進していくか、さらには適正な処理の困難なものに關してはどういう対策を、生産の段階、流通の段階、消費の段階で考へていくべきなのかというふうな一つの流れのもとで最終処分というものが位置づけられてこそ初めて意味を持つのではないかとふうに感じられます。

そういう点から考えますと、これまでも厚生、農林、通産、大蔵、経済企画庁等々に、この面での権限が分散しておりまして、国にはこれといった総合行政がまだなされてないといふことがよく指摘されていふうにございませう。

それから、第二番目の総合行政についての点でございませうけれども、やはり関連地域の中には大都市と、それから小都市、中都市といふうに、自治体におきましては規模の違い、その他いろいろの条件の違いといふものがございませう。したがうして、対象地域にそのような都市が一緒にありまして、今後の清掃行政なりリサイクル行政を持つていくという点から考えますと、このような都市の規模の違いなり、あるいは様態の違いなり、それそれきめの細かいある程度の展望といふものをつくつた上で、共同に使用するところの最終処分場をどうするかという点の問題があるやうかと思ひます。

それから第三番目の総合行政についてでございますが、やはり海面埋め立てという方法と、もう一つは山間部に設けるという方法も現在あるわけでございます。

ところで、私自身、ある程度湾に面しております大都市を中心にいたしまして何らかの処分場が必要であるといふことは認めますけれども、ただその場合に、必ずしも言葉の語弊があるかも知れませんが、巨大な潜函をつくらなければならぬといふものでもないかも知れませう。やはり廃棄物の処理というものは、できるだけ近いところで、

そうして管理のしやすいということが、やはり技術面から申し上げてもコストの面から考えましても妥当な方法ではないかと思ひます。さすれば、さらに交通事情などの点を考えますと、少し湾から奥に入ったやうな地域に關しましては、もう少し小さな船をたくさんこしらえて、そしてその意味での総合的な処分場の確保といふものがあつて考へられまふと、一点集中型になつてしまひまして、先ほど申し上げましたやうないろいろの問題が出てくる可能性があるのではないかとふうに思ひます。

とりわけ交通という面からいひますと、下から上の方に上ると、交通の逆のルートをかのぼつていくといふやうな処分場もある程度確保することの方が交通事情から見ても望ましいといふことも一つには考へられます。そういう点から考えますと、距離は短くても大変時間がかかる、そういうあたりの問題をどういふうに考へていったらいいかということが出てまいります。

以上のようなことから考えますと、総合行政という面のもとで、この最終処分場をどういふうに位置づけるかという論議が、私の知っている範囲では必ずしも十分な論議がなされてないのではないだらうかといふうに感じます。

次に、セクター法案は、主として組織法でございませうけれども、この点に關しまして、主として以下の二点を申し上げさせていただきますと思ひます。

まず、セクター法案の中では、広域処理場の位置と規模と、それから受け入れる廃棄物の種類、量、受け入れ対象地域は、総合して決めていく。その間の何といふか、関係を十分に尊重して決めていくといふことになつていふうにございませうが、このこと自体は私はきわめてもつともなことで考へられます。ただその場合に、一体どちらの側に合はれるのかという問題があるわけでございます。たとえば二つの処理場の規模を決めまして、大体何年くらいの間を完了させるといふやうな目標を決めて作業を始めますと、

むしろそちらの方に合はせてごみの受け入れをしていきたいといふやうな角度にどうしてもならざるを得ないわけでございます。そういたしますと、これは明らかによろしく、最終処分場の前の段階でのいろいろの手当て、つまりリサイクルなり減量なりに關してどういふ影響が出てくるだらうか、場合によつては円滑に処理場の作業を進めていくために、ごみが欲しいといふやうな事態にすらなりかねません。その場合に、一説によりまして、できるだけ少なくなるにこしたことはないといふお話があるやうにございませうが、しかしながら処理場の運営のためにかかる経費、いろいろの点を考えますと、そう楽観的な予定調和で果たしていいだらうかという問題がございませう。

第二点の問題でございませうが、セクター法案に關しての問題でございませうけれども、この自治体は、もちろん管理委員を選びまして、そこで管理委員会をおつくりになる。そして理事長を設けられる。さらに非常に多くの事項に關しまして主務大臣の認可が必要になつております。そう考へますと、一体この仕事の責任といふのはどこにあるのだらうかという責任の明確性といふことになりませう。かなり不透明な部分が出てくるのではないかとふうに思ひます。昨今の行政学の傾向からいひますと、できるだけ責任を明確にするといふことになつていふうにございまして、そのあたりがかなりまだいろいろの問題が残されていふうに思ひます。

それから、それに關しまして、もつと具体的に申し上げますと、チェック体制をいたしまして監査委員の制度を設けておられるわけでございますけれども、この監査委員の設け方といふのは、従来の方法とはとんと変わつておりませう。しかしながら、私は処理場の環境面から見ると、あるいは現場の作業の面から見ると、いろいろな面からいひまして、チェック体制を非常に強化するといふことがきわめて重要だと思ひます。それに關して、この法案では主務大臣が指導する、あるいは認可をするといふお立場に立つていふわけ

でございますけれども、主務官庁は主務官庁のお立場がございまして、それぞれ二つの処理場に関しまして果たしてどれだけ広い意味での適正な指導監督が、あるいはチェックというものができるかとかという点から考えますと、そう大きな期待を寄せるわけにはまいりません。

したがって、センターにはセンター独自の監査体制を強めるべきである。そこに何らかの手だてをするべきである。昨今、オンブズマンという制度が注目されておりますけれども、まずこのような制度を適用されてこそ非常に大きな意味があったのではないかと考えています。伝票の管理だけでは不十分、監査だけでは不十分というふうにする極言をいたしますと感じられます。そういうことに關しまして、もう少し専門委員なりあるいは関係住民、それから現場で働く人たちの立場、そういう人たちの意見がこの監査体制に反映できるような工夫がぜひ欲しかった、欲しいというふうに思われます。

時間の関係で以上に限りますけれども、私は決して、この問題を積極的に考えようということに對して、むやみに引き延ばそうとか、水をかけようとかいう形で言っているわけではございません。私は長年廃棄物の勉強をしてまいりまして、行政はやらなければならない、だから早く立てなければならぬという形で、ずいぶん多くの埋め立て処分場なりあるいは焼却場なりの建設を進めてまいりました。しかし、前もっていろいろなことを十分に考えなかったということが、結局は高いおつりになってしましまして、五年も六年も建設が進まないというふうな事例がいまでも数え切れないほどございます。あるいは裁判事件になっているものも数え切れないくらいございます。そういう点から考えますと、私は大胆さ、効率といったものを尊重すればするほど、尊重するといえますか、その辺を重要視すればするほど、他方の民主主義といえますか、他方でのきめの細かさへの配慮というものがぜひ必要なのではないかというふうに思います。

十五分が来ましたので、これで終わらせていただきます。

○委員長(黒柳明君) どうもありがとうございます。

次に戸谷参考人をお願いいたします。戸谷参考人。

○参考人(戸谷松司君) 戸谷でございます。

御紹介いただきましたが、私が本日この場に出席いたしましたのは、たまたま大阪湾圏環境整備機構設立促進協議会というのがございまして、現在会長を兵庫県知事が引き受けております。そういう立場で御指名をいただいたものと存じておりますが、感謝を申し上げます。

この促進協議会でございますが、副会長に大阪府、京都府の知事さん、また大阪市、神戸市の各市長さんが当たっておられます。また、理事さんでございまして、各知事さんのほかに、京都市、和歌山市、奈良市、大津市、大阪の吹田市の各市長さんでございまして、加盟団体は八十団体を擁しております。この八十団体の加盟団体の立場から本日お願いを申し上げたいと思っております。

現在、われわれ地方公共団体にとりまして大きな問題となっているのは廃棄物の最終処分場に関する問題でございまして、広域臨海環境整備センター法案について御審議をいただいておりますわけでございますが、敬意を表する次第でございます。

この廃棄物でございますが、私が言うまでもございせんが、今後とも人々の日常生活や産業活動に伴って私はその排出量がどんどんふえていくのではないかと推測しております。そのほかにもいろんな最近公害の規制のための施設整備がなされております。沈んで池とかあるいは排水の処理場、いろいろなものがございますが、ダストとか汚泥等の廃棄物、あるいは御存じの上下水道の建設等も非常に盛んに行われております。いわゆる生活環境施設の整備等に伴いまして残土砂や汚泥が非常に多く発生をしておるのは御存じのとおりでございます。これらを適正に処理するということが大きな問題でございまして、ちょっと兵庫県

の例を申し上げたいと思います。

兵庫県は九十一市町でございます。二十一市七十町でございまして、われわれの調査では、半数の四十市町が五年後にはすべて一般廃棄物の処分場がなくなるんじゃないかという心配をしております。特に人口が非常に多く張りついておる阪神間でございますが、なかなか各市で独自の処分場を確保できないという状況でございまして、こういう関係都市からの強い要請がございまして、現在、県では尼崎市の地先で海面の埋め立てをしております。これは大昭和五十八年度でもう終了することになっております。そういう量を搬入しておりますので、どうしても五十八年度では阪神六市の処分場がもうなくなってしまう。そこで、丸島という地区でございまして、ポスト丸島ということを県行政の中で大きく取り上げておりますが、なかなか処分場の確保は至難のわざになっております。また、この丸島地区の延命策を図りまして、現在土砂は広島県へその処分場から船で搬出をしております。こういう現状でございまして、また県内の企業でございまして、所有している処分場が相当あるわけでございます。内陸部にもあり臨海部にもあるわけでございますが、われわれの調査ではおおむね五年以内でなくなる状態でございます。この企業も、自己の処分場のない企業もございまして、大体搬出しては、広島県と鳥取県へ運んでおります。非常に遠隔地へこの産業廃棄物を運んでいる現状でございまして、さらに中小企業でございまして、中小企業から排出される廃棄物は大体市町村で受け入れていく、こういう事例が多いわけでございますが、市や町の処分場が先ほど申し上げましたように五年後には半数がなくなりますので、こういう中小企業者もたちまち困窮するのではないかと心配をしております。

こういう状況でございまして、兵庫県ばかりでなく近畿圏においても同じようなことが言えるのではなからうかと考えております。特に大阪湾岸は御存じのように都市化が非常に進んでおりま

す。各都市が連絡をしておりますので、広い処分場に適するところがございます。中でも内陸部の中小都市が多いわけでございますが、この内陸部の中小都市の困窮状態が非常に激しいでございます。また、大阪湾に面している都市でも港湾管理者でない都市がございまして、その港湾管理者でない都市でもその傾向が非常に強まっております。もはや自治体の努力だけでは限界にきているんじゃないかというのがわれわれの考え方でございます。

また、内陸部で処分場を確保してはどうか、こういう御意見もあろうかと思いますが、今後内陸部の処分場の確保は用地の高騰あるいは環境問題、あるいはその他道路の問題で、かえって内陸部で確保することは困難ではなからうか、また内陸部で確保することは二次公害を発生させるんじゃないか、こういう心配もしております。

かような状況でございまして、われわれは広域的な処分場を臨海部でおつくり願いたいということとで国に長年要望を重ねてきました。その結果、厚生、運輸両省が五十三年度から調査をしていただきまして、大阪湾にたいだいまの計画が立地されたわけでございますが、こういう長期的な展望に立ったやはり廃棄物の処分場の確保、あるいはこの処分地を港湾水域の中で適当な利用を図るということは、われわれ全く新しい試みではないかというところで大歓迎をしております。

また、この計画の促進でございますが、先ほど申し上げましたように、近畿圏の関係地方公共団体八十団体が加盟しております大阪湾圏環境整備機構設立促進協議会、先ほど説明申し上げましたが、その設立に際しましては、それぞれの関係知事や市町村長が党派を超えて、すべてこの促進に協力するという強い申し合わせをしております。われわれの兵庫県知事がこの協議会の会長を引き受けましたのも、党派を超えて一致団結して促進をするという申し合わせによりまして会長を引き受けたような事情もございまして、またこの協議会の設立前、五十一年以来でございますが、

瀬戸内海環境保全知事、市長会議というのを持っております。また、大飯湾海水汚濁対策協議会あるいは近畿ブロック知事会、いろんな協議会がございますが、それぞれの協議会から広域処理場の計画の推進について国へ要望書を差し出しているところがございます。

このたびのこのセンター法案を御審議いただいておりますわけですが、われわれは処分場場の確保の緊急性にかんがみまして、一日も早く前進することを期待しております。

そこで、実施でございますが、今後まず処分場の場所の決定を行いたいと考えております。その後、その処分場に合った積み出し基地等の決定も行われることになりかと思いますが、これらのアセスメントでございますが、十分行っていきたいと考えているのは言うまでもございません。

また、場所の決定に当たって、港湾機能との整合性でございますが、大阪湾の中でどこにつくるか、あるいはどういう規模のものにするか、その他につきましては国の指導を受けながら大阪湾の

全域との整合性を図って、また関係地方公共団体あるいは港湾管理者がおられるわけでございますが、十分相談をしながら、一体となつて決定を図つていきたい、推進を図りたいと考えております。

また、廃棄物の処分に際しましての減量化、再資源化の問題がございますが、われわれは今後住民あるいは行政、企業が一体となって進めていかなければならないという大きな課題であらうと考えております。

また、処分場への有害物質の搬入でございます
が、チェック体制の確立も必要であらう、あるいは
二次公害の防止には特に配慮したいということ
を考えておりますが、先ほど申し上げました兵庫
県営の丸島処分場では一応こういう体制は十分行
われているものと確信をしているところでござい
ます。

また、八百ヘクトールというようなことで、過大ではなからうかということでございますが、現

在、大陽灣で一億四千万立米と推定される処分が計画されておりますが、先日、御存じのように建設省で残土処理協議会というのが設けられました。これは広域的な処理場に受け入れられる残土について、現在以上にその残土を有効利用しようと、あるいは他の工事へ転用しようと、こういうことで研究会が持たれたわけでございます。われもその協議会に十分期待をしておりましたので、この結果、広域処理場の所要面積も若干縮小されるんじゃないかというようなことも考えております。いろいろ今後の検討課題ではあるかと思いますが、センターが設立されましたら、そういうことについてもなお研究をしてまいりたいと考えております。

している問題でございますので、この間の事情を御賢察の上、一日も早くこの計画の推進をお願いしたいと思ひます。

以上でございます。ありがとうございます。

○委員長(黒柳明君) どうもありがとうございます。

以上で参考人の方々の御意見の閑陳は終わりました。

それでは、参考人に対して質疑のある方は順次御発言願います。

○山崎竜男君 まずもって両参考人にお礼を申し上げなければなりません、何しろ急なことでございまして、お約束その他のお繰り合わせをいただいてきょう御出席になって、貴重な御意見

を述べたのだということに心からお礼を申し上げたいと思います。

そこで、御質問でございますが、両参考人によれぞれお答えいただきたいんですが、このフェニックス法案に対する反対意見の一つとして、この法案が通つてセンターの事業を行うことになる

害を及ぼすのではないかという意見があるわけですが、これに対して両参考人の御意見を賜りたいと思います。

○参考人（戸谷松司君）　ちょっと済みませんが、

○山崎竜男君 地方自治体でございます。
○参考人(戸谷松司君) われわれはこの廃棄物のたとえば運搬は、やはりいまままでおり地方自治体においてお願いしたいということを考えております。

ので、そういう業務について支障を来すおそれはない。そのシエアを少なくするということはあり得ないんじゃないかというように考えております。

○参考人（寄本勝美君） 現在の自治体の機能と、それからこの法案ができて処理計画がつくられて

そういう状況が始まった後との関係でございませうが、私はかなり大きな影響が出てくるのではないかと思います。まだ処理場の計画はできておりませんが、私には何とも詳しくは申し上げられませんが、

ども、各市町村のおつくりになる清掃廃棄物処理計画がやはりこの広域処分場の計画によって相当大きな影響を受けることになるうと。どちらが上位計画であるかという問題はさておきまして、そのあたりの問題が出てくると思われれます。また家庭廃棄物に関しても、従来は最終処分まで市町村が責任を法律上は持つことになっていたというわけでございますが、それがセクターの方にかなり変わってくると。それに対して主務官庁が相当大きな権限を持つということになってまいりますから、そのあたりで考えますと、相当大きな影響が出てくるのではないかというふうに感じられます。

うのは、資源有限説ということもあって、これは

科学技術の粋を集めて、その再生利用あるいは資源化というものに努めないといけない時代になってきた。あらゆる科学技術、場合によっては生物学を利用して、生物によって廃棄物を分解させる

○参考人(戸谷松司君) 資源化の現状をちょっとと

兵隊の役で申し上げたいと思います。道
の活性汚泥ができるんですが、こういうのは田
在肥料に使うというようなことをやっております。
また動植物の残渣ですって、そういうものも飼
料に使うとかいろいろなことをやっております。

とに産業廃棄物の大きなシェアを占めております。鉄滓でござりますが、現在バランスとあるくらいはその他にはほとんど資源化をしておりますて、手元へに資料もございますが、大体二十品目ぐらいは兵庫県では資源化を図っております。十分ではない

と思つておられますが、研究もしてあります。
○目黒今朝次郎君 寄本参考人にお伺いします
が、先ほども若干意見があつたんですが、このヤ
ンター法案が仮に出たとしても、大都市周辺の白

自治体の廃棄物問題という根本的な解決にはならな
いと、こういう点でいろんな反対の意見やあら
いは慎重審議をしてもっと中身を掘り下げて、あ
るいは住民の意見を聞いて、それからでも遅くな
いではないかと、そういう意見も出ておるわけで
ありますが、自民党推薦の参考人の方は八十団体
で要望があると、こういうお話があったんです
が、新聞の報道などを見ましても、西宮市あるい
は浦安市なども含めて非常に問題点があるわけ
であります。なぜ自民党さんが集ってこの法案を
成立させようとするのか。もう少し慎重に財政問
題も含めてどうあるべきかという点が本当の私は
皆さんの述べた根本問題を解決すると、こういう
ふうに思うのでありますが、そのあたりについて
参考人はどういう考えを持っているか、お知らせ
をお願いしたい。

時間がありませんから一遍に言います。

それから、兵庫県の副知事さんにお伺いたし
ますが、あなたは八十団体の構成する促進協議会
の会長さんだと、こういう話があったんですが、
御参考までにお伺いしますが、この八十団体の首
長さんですね、首長さんはおのの所属する議
会と、それから住民のオーケーのサインですか、
住民の合意、それをいただいでこのような行動を
行っているのでしょうか。私たちは審議の過程を
通じて厚生省、運輸省にその状況を出しなさいと
言っても、ついに住民との合意あるいは議会との
中身、これらについては遺憾ながらこの委員会に
提出はありませんでしたので、その辺をひとつお
伺いしたい。

それから、これは最初公団方式で国が出資する
と、こうして始まった仕事であったのであります
が、結果的にはこういうセンター方式になった
と。地方自治体が一番心配する、参考人も陳述さ
れた国の要項事項としてといういわゆる財政問
題、道路の問題、港湾の問題、漁業権の補償の問
題、そういう地方自治体の皆さんがわれわれに請
願なり要望してきた財政措置の問題については、
きょうまでの委員会を通じて一切政府・自民党は

考えていないと、こういう路線で走っているん
ですがね。あなたは会長としてこれだけの膨大なお
金を果たして調達できる自信があるのかどうか。
地方財政の非常に困っている現状において御自信
があるのかどうか。なければ、やはりわれわれが
主張する国の財政とセトルにならないければ、法案
が通っても事業体としての運営はストップしてし
まうと、そういうふうにお考えのではありませんか。
その点についてどういうお考えを持っておられ
るのでしょうか。

それからもう一つは、私の秘書が、五月二十
一日西宮市、それから五月の二十二日浦安市に参
りまして、直接環境問題に携わっておる局長さん
なり課長さんからお話を聞いてまいりました。とこ
ろが、運輸省と厚生省が調査した調査について
は、一切地方自治体には相談もなかったし照会も
なかったと、県当局に照会しても県当局も知らな
いと、関知しないという回答が返ってきて、非常
に困っているんですと、国会の審議はどんどん進
んでいるし、いろんなデータが出てくる。本当に
地方自治体の首長としてあるは当事者として、
住民からも照会が来る、われわれ社会党からも照
会がいく、何と答弁しているかわからないと、こ
ういうことを言っているんですが、こうなると一
体調査はだれがだれを相手にどの資料に基づい
て八億円の調査資料をつくったのかと、非常に疑
問を私は持っているわけでありまして、それらに
ついて、あなたも兵庫県の副知事として、厚生
省、運輸省の調査にどの程度かかわり合っている
とおったかどうか、どんな意見をお述べになっ
たか、その辺をお聞かせ願いたい。以上です。

○参考人(喜本勝美君) 御質問に簡単に答え
たいと思いますが、私はこのセンター問題、
フェニックス問題に関しまして、普通の市民が東
京湾、大阪湾にこのような事業が始まるというこ
と、そういう意味で知ることになったのはごくこ
ろの一、二か月ぐらいなのではないかと思ひます。
さらには、各関連自治体の当局者におかれまし
ても、どこかに処分場ができるわいということの情

報は入っておろうかと思ひますけれども、具体的
な運営なりあり方なりという面に関しまして、個
個の自治体でどれだけ議論を積み重ねてきたかと
いうことから考えますとかなり疑問であります。
したがって、そういうあたりを十分に議論を
してもらいたいという点もあります。それからこうい
う議論が結局は、先ほども申し上げましたよう
に、これからの廃棄物の処理処分なり、リサイク
ルという問題をベターに、そしてある意味では効
率的に対処していく上でより大きな効果をもたら
すというふうに私は信じております。

第二番目には、センターも、このような事業が
始まりますといつかはつくらなければならぬとい
うことは認めます。しかし余りそれが早くつく
られるということ、十分な議論をささずしてつく
られるということになりますと、センターの関係
者の責任の方々は、センターに委託されたその目
的をいかに手早く実現するかということにどうし
ても縛られます。これはどのような世界でも一緒
でございまして、したがって、今後の長い見
通し、リサイクルやその他のいろいろの周辺環
境、そういう問題は、副次的な問題なり将来の問
題なりという形で上げられてしまっておそれない
わけではございません。したがって、これは先
ほどのように総合的に考えていただくという点を
改めて強調させていただきたいと思ひます。

第三番目には、御質問の点にしばしばありますが、
大都市周辺の問題でございまして、これも大
都市といえども湾にかなり近いところと遠い
ところといえども交通事情がございまして、また
距離的に近くても交通事情という点もございま
す。そういう点から考えますと、大都市の
周辺でもかなり内陸部に近いところは、私はやは
りもう少しその近くに複数の埋め立て処分場を適
切に確保していくことの方が、広い意味で適当だ
というふうに感じております。

それからフェニックス計画が始まりまして、日
本の埋め立て処分場の問題はもうこれで解決され
たというふうな感じを持っているのではないでし

ようか。数年後にセンターが実際に活動を始め、
処分事業を始め、そして十年ぐらいの間に完了し
たその後の廃棄物の処分はどうなるんでしょ
うか。内陸部に処分場がないというんでしたら、い
までもないというんでしたら、そのときにどこに
見つけるということになるんでしょか。東京湾
も相当苦しい。太平洋のど真ん中に処分場を見つ
けるわけにはいきません。こんな建設事業は不可
能です。そう考えますと、日本の国土利用全体の
観点から、それぞれの地域においてどういう対処
をしていくかというのをいまから考えないと、
処分場が、フェニックスができたからといって、
そう長期的に、長い将来まで解決されるわけでは
ないということをぜひお考えになつていただきた
いというふうに強く感じます。

○参考人(戸谷松司君) まず第一でございま
すが、大阪府あるいは西宮市等の市町が若干反対
じゃないかと、こういう報道がなされた、こうい
う御質問でございまして、先ほども言いましたよ
うに、大阪府知事はわれわれの協議会の副会長で
ございまして、何回も私もお供をいたしましてこ
の予算あるいは法案の成立について陳情をして回
つておりますので、この法案の成立については強
く要望しているところでございまして。

また西宮市でございまして、若干、西宮市が最
有力候補地だと、こういう新聞記事が出まして少
し私の方へ問い合わせがございまして、処分場
の確保についてはもう強く要望しているところで
ございまして。また、先ほど申し上げましたよう
に、私の方で尼崎市で埋め立てを行いましたが、阪
神六市一町の処分場を行っておりまして、これは地
方公共団体が処分しなければならぬ公共残土そ
の他下水場の汚泥、その他すべてここで処分をし
ております。先ほどから述べておりますが、二
次公害の問題、車公害の問題あるいはその他につ
いて、六市一町は全面的な、どういふんでしょ
うか協力を申し上げておるところでございまして、
大きな非難は皆無でございまして。
また、公団方式がセンター方式に変わって地方

公共団体へ財政的な負担が相当ふえてくるんじゃないか、こういうことでございますが、われわれもこのセンター方式について研究をしております。その中で資金計画あるいは将来計画についていろいろ財政経済的な試算をしておりますが、先ほど言いましたように積み出し地の問題あるいは中継地の問題、その他について政省令の段階で何とか財政的な援助をいただければいいんじゃないかというように考えております。それと調査資料を市町村へ出さないんじゃないかということでございますが、われわれも調査資料はいただいております。現在阪神の市町に対して説明会をしております。これを市町へ隠していると、そういうことは一切ございません。すべてオープンにして説明を行っております。

それから一点集中的な大処分場は不利益じゃないかと、こういうことでございますが、われわれ地元といたしましては分散方式その他も考えておりまして、今後検討をしていきたい。必ずしも大処分地一カ所のみを対象にしているわけじゃございません。現在でも、兵庫県の場合、尼崎あるいは芦屋等で、小規模の処分場でございますが計画もございます。そういうことでございまして、今後検討していきたいと考えておるところでございます。

ます。
以上でございます。

○桑名義治君 最初に寄本参考人にお願いをいたしたいと思いますが、寄本参考人の供述の中にいわれる総合行政というお話がございました。その中で、再利用、減量の一貫した流れの中で位置づけが必要である、こういうお話があったわけですが、実は、過日の朝日新聞に、寄本参考人が代表者になりまして廃棄物資源化研究会というのををつくられているという記事を私読ましていただきました。そしておたくの方からこういう報告書もいただいていたわけです。私は、そういう民間団体の廃棄物、ごみ処理についての研究会がこういうふうに任意につくられていることに對して、大変に敬意を表しておる次第でございます。

०५

そこで、この新聞の中で実はこういうまとめがあるわけです。「調査結果から、報告書は①資源化情報センタ－の設立②回収品の品質基準、規格の確立③メーカーと自治体のタイアップ④回収品の再利用のため技術開発を進めること」と、大体四つの提言がなされておるわけでございますが、この資料をいただきたいと思いましたが、まだ完全にまとまらない、印刷がまだ終わってないというお話でございました。で今回の審議に間に合いませんでした。委員会の審議の段階で私、提言をしておきました。

そこで、この四項目について、余り時間がございませぬけれども、概略的に御説明を願いたい、こういうふうに思いますので、これをよろしくお願いをしたいと思います。

それから参考人の御意見の中に、監査、いわゆるチェック機関、これをもう少し考える必要がある、こういうお話でございましたが、参考人に何か御意見がございましたらそれをお聞かせ願いたいたす、こういうふうに思います。

それから戸谷参考人にお願いでございますが、先ほどもちょっと質疑の中に出ておりましたが、八十団体の協議会は全員が同意をしている、こうういうお話でございました。ところが、新聞紙上にありますと、反対運動がいろいろと出ているわけでございます。この法案ができ、そして先ほどのものとお話のように五年先にいよいよ発足という段階になったときに、これは果たして——その前の段階、設立の段階で、反対運動が余りにも激しくて、そしてこれが非常におくれていくというよううな心配はないのかどうか、その点を一点お伺いしておきたいと同時に、現在もいろいろな最終処理場というものが活用されているというお話でございました。もちろん当然なきやならないわけでございますけれども、現段階における最終処理場における反省点、あるいはまた現状というものを、お知らせ願えば幸いだと思つていますが、よろしく

お願いいたします。

○参考人(寄木勝美君) 簡単に御説明をいたしませうけれども、まず第一点の全国のリサイクル状況でございますけれども、六百四十七の自治体に対してましてアンケート調査並びに電話をもちまして全部調べたわけでございますが、昨今の埋め立て処分場の問題、それから資源の問題、それからごみ処理コストにかかる問題等々のもとで、自治体が非常に積極的にこの種の新しい課題に対しまして対応しているという結果がわかりました。大体半分から三分の二の自治体が何らかの形でリサイクルをしている、ごみ減量に努めているということになったわけでございます。

これに、当局者の御努力もさることながら、現場で働く人たちも、やはり今後は、ごみの問題ということに関しましては、単に処理処分をするという角度だけで考えるのではなくて、まず第一には、適正処理に対してどういうことをしなければならぬか、とりわけ、有害物の適正処理でございます。

二番目には、これほどまでに大変なごみが出てくるこの世の中の仕組みというものを、現場からどういうふうに変えていっていかというふうな問題提起もあわせて出てきたところにあるのではないかと、いうふうに考えてます。そういう点から考えますと、私、今度のこのフェニックス計画に参しますと、私、ごみというのはどんなにリサイクルをし、前処理をいたしましたも、最後にかすは残るわけでございますから、最終処分地を設けなければならぬということに關しましては基本的に何の異論もございません。

ただ、非常に残念なのは、このようなことが言われるもとで依然としてプラスチック、さらには乾電池といったような有害処理をする上で困難なもの、家庭電化製品等々がどんだん出てきております。御存じかもしれませんが、あるビール会社では二リットルびんのプラスチック製の容器ですでにつくって販売を始めております。あの伝統的なビールびんですらも、もしかすればプラスチック

クの容器にかわるかもしれないといったようなそういう状況が、生産段階なりで動いているわけでごいまして、したがって、最終処分の問題が重要であればあるほど、ごみの発生から最終処分までの全体の流れの中で、それぞれの個所に対してどういうことを手当てをしていかなければならないかということが十分に論議されて初めて生きているというふうに思います。

それから二番目の点でございますが、チェック体制は先ほどかなり詳しく御説明をさせていたいただきましたので省略をいたしますけれども、従来の自治体で見られるような監査体制とほぼ同じような仕組みをとっているようにございます。すべての自治体がそうだというわけでは決してございませんけれども、今後の行政にとって最も重要なものは監査というものの機能を強めるというところにあるわけで、とりわけこのような最終処分場の規模、重大さから考えますと、環境面や現場の作業面等々から考えまして、単なる形式上の監査ではなくて、実質上の監査というものが十分に行われれるという仕組みがこの中に加えられることを切に望みたいわけでございますが、その点から考えますと、少し工夫が足りないのではないかといたします。うにすら感じております。

○参考人(戸谷松司君) 反対団体の動きでござい
ますが、兵庫県ではいまのところ大きな反対運動
はございません。ただし、大阪湾も御存じのよう
に瀬戸内海の一つの地域でございまして、瀬戸内
法という特別法の規制を受けているわけです。こ
の瀬戸内法は、御存じのように環境改善に資する
施設の土地利用についてはやむを得ない、こうい
うことになっているわけでございますが、しか
し、大阪湾の湾奥は瀬戸内海でも最も汚染のひど
いところでございます。最近瀬戸内法の制定以
来、あるいは水質の規制等が行われてまして大分善
しくなっておりますが、それでも年々赤潮は発生
しております。また、湾奥はどこよりも汚濁が准
んでおるといふようなことで、埋め立てをするこ
とと自体にやはり大きな反対をされる団体がおるこ

とは確かでございますが、現在のところまだ工事ははつきりしておりませんので、そういう動きは一切聞いておりません。しかし、われわれも今後こういうことについては配慮をしながら場所の決定をしていきたいというように考えております。

それから、先ほど申し上げました兵庫県の埋立地による阪神六市一町の処分場でございますが、実は公社方式でやっておりますが、私が理事長を兼務させていただいておりますが、非常に、まあ言えば各市で喜んでいただいております、すべて受け入れていただいておりますが、問題は自動車公害が若干出てくるので、これに非常に多くの投資をいたしまして、進入道路については他に例を見ないような配慮が必要ではなからうかというような問題。

もう一点は、実はこの処分場も限られて、もう護岸は全部できていますけれども、先ほど言いましたように、五十八年に現在の情勢ではもう満杯になるわけでございますが、その処分地へ残土砂が非常に多く来るわけなんです、公共事業による各市の残土砂ですね。それを非常に搬入する。それと、尼崎も、尼崎・西宮・芦屋港という重要港湾区域でございますが、航路のしゅんせつをする、あるいは河川の汚濁対策上のしゅんせつをするわけでございますが、その土砂を持ってくるので、本来の一般廃棄物をできるだけこへ投入したいという目的が若干そういう土砂によって阻害されている。ですからわれわれは、そういうものは先ほど言いましたように、できるだけ再利用するとか、先生がおっしゃったように、そういう無害なもの、あるいは土地造成に利用するとか、そういうことが必要じゃないかということとを過去五六年ほどの公社を経営いたしまして感じております。

そこで、この土砂をそこへ持ってきてまして、その護岸からいままだ広島県へ運んで、廃塩田に埋めさせていただいております。これも非常に料金が高うございまして、困難をきわめております。そういうことでございまして、いろんな批判

とか住民の反対、そういうものは一切ございせん。むしろ、先ほど言いましたように、大変喜んでいただいているというような状況でございます。

○参考人(寄本勝美君) 一点言い落としたこと、よろしいでしょうか。

ごく簡単に申し上げますが、私は、もしも仮にこのような処分場ができて、環境の面で本当にいいものができるといふ最大の保障は、何と云ってもその現場で働いている人たちの作業を通じて起こってくる疑問、あるいはこれはいくらだろ、か、こういうプラスチックなどは前処理がされていくはずなのにどうして出てくるんだらうとか、そういうふうなことがどんどんと管理の方に上ってくる、そういう意見が反映されるということをも最もていねいにつくることだというふうに考えます。

そういう点から考えますと、今度の現場にできるセンターの方は必ずしも保障されていない。私としては、そういう現場で働いているそれぞれの専門家の、現場の人たち、労働者も含めてのことでございます。そういう現場で働いている人たちの生の声とくると、そういう適切な処理がされるというふうな方法をつくり出すことが一番いい保障だというふうに考えます。

○市川正一君 きょうは御苦労さまでございませう。

私、共産党の市川でございますが、まず寄本参

考人にお伺いしたいと思っております。

ごみ問題の根本原因は、私思ひの、やはり政府の無責任な都市政策が背景にありますし、かつまたこれに拍車をかける大企業のもうけ本位の使

い捨て政策、先ほど参考人も御指摘になりましたが、こういう問題が非常に処理を困難にしているというふうに私は考えます。

の埋め立て処理の前提条件として、排出抑制等の徹底、資源化再生利用の促進に対する努力等々が強調されているのであります。先ほど参考人も指摘されましたが、国としての廃棄物の減量化だとか、あるいは再生利用の促進、または最終処分

のための長期的、抜本的な対策がいま求められているのではないかと。政府が、そういう対策が今日ないままではこの法案を成立させるということとは、非常に安易な海面埋め立てに依存して、これを突破口に際限のない埋め立てが進められるおそれがあると私は思うのであります。参考人の率直な御意見を伺いたい。

それから第二問は、御二人にお伺いしたいのでありますけれども、本委員会でのこれまでの審議を通じて、幾つもの重要な問題点が浮かび上がったのであります。その一つが、当初は厚生省を中心として広域的なごみ処理、いわゆるフェニックス計画というのでスタートしたんですが、結果はむしろ港整備を優先させる方向にいわば変質させられていくというふうには私は認識しております。このことは、たとえばごみの処理量などにもあらわれておるのである。戸谷参考人はよく御承知だと思っておりますが、たとえば大阪府を例にとりまして、厚生省案では、一般廃棄物の受け入れは三七％になっておりましたが、政府案では、今度はわずかに一〇％になっております。処分場の面積も今度は倍以上になっておるわけなんです。私は実は、私ごとで恐縮ですが、西宮にずっと幼時から住まっております。そういう意味では兵庫県にでもあり、大阪府は私のふるさとであります。そうなりますと、あえて実情を申し上げますが、環境に及ぼす影響あるいは漁場に対する影響等々から見て、私はごみ処理という観点からも大きな問題があるのではないかと、こう思っています。けれども、先ほど戸谷参考人は心配要らぬと、こうおっしゃったのですが、兵庫県人の一人としても、この点しかとお伺いしたいというのが、お二人に

対する御質問であります。

のであります。非常に莫大な工事費を必要とする、おっしゃったとおりであります。何うところによると、関係自治体でつくっていらっしやる協議会に對しまして、厚生省の約束として、一つは国の積極的な財政的、資金的援助を法文化すること、二つは、跡地利用を含めて地方の危険負担を

なくするということ、こういう地方の財政負担を極力少なくする措置を厚生省が約束したというふううに私聞いておるのですが、この点の事実関係及び今度の法案の関係でそれが保障されているとお考えなのかどうか、以上お伺いいたします。

○参考人(寄本勝美君) まず、第一点の広い意味での再利用と、それから国の機能と云いますか、これとの関連でございまして、先ほど申し上げましたように、これだけいろいろの問題提起が、少なくとも消費者や現場の廃棄物処理関係者の人々から言われながらも、つくられてくる製品などに及ぼす影響は、ほとんど配慮がなされていないというふうには言わざるを得ないと思っております。私も、もちろんいろいろの製品のバラエティ、それから経済統制を一定以上に強めるということには必ずしも賛成の立場をとっておりません。しかし、たとえば洋酒のびん一つとりましても、大衆的に飲まれているような洋酒のびんなどは、もう少し形を共通にすれば、それが生き返るというふうなことは、もう前から指摘されておるわけでありまして、そういうことも依然としてなされておる。それどころか、プラスチックなどに及ぼす影響はますますふえてくる。私、場合によっては、家庭系廃棄物から出てくるかなりのものはプラスチックで占められるかもしれないというふうなことに危機感を持っております。そういう点から考えますと、やはり元栓を少し締める、元栓のネジの締めぐあいというものを適切に調整するということが、あらかじめなされない、じゃ口のところで幾らがんばっても限界があるという問題があるわけでございます。個々のことを指摘するだけの時間ではございませんけれども、その点の御論議を十分にお願したいというふうに思いま

す。

それから第二番目の点でございますが、よくは私わかりませんが、港湾という観点から考えますと、やはり一定の時期に埋め立て処分工事の完成させたい。そうして港湾機能の面に向かつてその効果を発揮したいという考えをお持ちになるのは、そのお立場からすればやむを得ないことだと思います。しかし、先ほども申し上げましたように、フェニックスが、すべての需要の終わった後で、日本の最終処分場をどうするかということに關しては、いまだ何も言っていないわけでございます。内陸部にももうないというのでしたら、もうないわけですから、そのことを考えますと、できるだけ長もちをして使わなければならないというところに相なります。その二つの機能というものが、目的というものが必ずしも一致するわけではございません。ただ、私は、廃棄物処理という観点から考えますと、当然ながらできるだけ長もちをし、適正な処理ができるようにする、これがまず第一に配慮されるべきであるというふうに感じております。

それから、三番目の地方財政の面でございますけれども、これもいまのところは、まだかなり予測でございます。こうなるであろう、こうできるであろうという段階に終わっておりますし、また国のいろいろの方の御意見もいけば総論的、基本的に立場からの御意見でございます。具体的に一体どういうふうな形で地方財政に起こってくる問題に対処できるかというように、これに關しては、かなりまだ未知数のまま残されているのではないかと、いふに思っています。とりわけ最終処分地からかなり遠くに位置する市町村、あるいは一生懸命リサイクルをやっている、それよりもむしろごみのまま最終処分地の方に持っていく方がよいというふうな気配が出てきたときに、そのあたりのところにどういふ変化が出てくるだろうというふうなことも問題として考えられるのではないかと、いふに考えます。

それから、産業廃棄物がかなり重要な項目に挙

が、前もって考えておきませんと、市町村や都道府県が、産業廃棄物の分を突は結果的にはかなり負担をするというふうな状況になるのではないかと、いふに思われます。

○参考人(戸谷松司君) 最初の御質問でございますが、港湾整備が主目的なような感じを受ける、こういうことでございしますが、もちろん廃棄物の処分と港湾整備、二つの目的を掲げておりますが、われわれ地方団体は、廃棄物の最終処分という目的を強調して考えております。その結果として港湾に利用するというのは、なかなうかというふうなことを考えております。

また、この位置決定についても、まず最終処分地ということに主目的にして位置の決定をする。しかし、大きな土地ができるわけではございませんから、また大阪府の港湾機能も将来わが国の海運と、いうことを考えた場合に十分ではございませんので、できるだけ大阪府全域の港湾計画の中で位置づけていきたいと考えております。

それから、大企業を優先的に、こういうお考えでございますが、兵庫県の場合、御存じのように製鉄は新日鉄と神戸製鋼でございます。ここから排出される産業廃棄物、いわゆるノロでございしますが、むしろ兵庫県の場合、大企業は処分場を相当長期にわたって確保しているんじゃないか。むしろ困っているのは中小企業のいわゆる町工場その他でございます。これらが先ほど言いましたように市町村におんぶしている、こういうかっこうでございますので、大企業本位のいうようなことにはならないんじゃないかと兵庫県の場合は考えておるところでございます。

また、危険負担について、こういうことでございしますが、財政的な面ではわれわれは十分ではないと考えておりますので、今後厚生、運輸両省に對しまして御指導を相当仰いでいきたいと考えております。

また、環境問題で漁業とかその他ございましたが、実は兵庫県の、御存じのように現在ポートア

イランド博覧会というのが行われておりますが、ここは四百ヘクタールの埋め立てを行っておりますが、大きな環境破壊はなかったものと思っております。また、その横に六百ヘクタール近い六甲アイランドというのをいま造成中でございしますが、水深も大体大阪湾奥と同じ十メートルあるいは十五メートル以内と同じようなところで工事が行われておりますが、大きな水質の工事の中の変化、あるいは漁業についての区域漁業権はないわけでございますので、埋め立てによる影響はあろうかと思っておりますが、大きなダメージ的な影響はないんじゃないか。というのはいま言いましたように、ポートアイランドあるいは六甲アイランドの先例がよい例ではないかというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長(黒柳明君) 他に御発言もなければ、参事人に対する質疑はこれにて終了いたします。

○委員長(黒柳明君) 他に御発言もなければ、参事人に対する質疑はこれにて終了いたします。

○委員長(黒柳明君) 他に御発言もなければ、参事人に対する質疑はこれにて終了いたします。

○委員長(黒柳明君) 他に御発言もなければ、参事人に対する質疑はこれにて終了いたします。

多くの同僚からいろいろ質問されておるわけでありまして、まず第一には、廃棄物行政における監視体制の強化、これについてはいろいろ議論がありました。当面、首都圏とか近畿圏において環境衛生指導員の増員という問題が大分議論になりまして、これらの問題については年次計画を立てて充実していくと、こういうことについてペンドイングになっておったわけでありまして、これに對する厚生大臣の考えを聞かせてもらいたい、こう思います。

○国務大臣(村山達雄君) 環境衛生指導員につきましては、厚生省としてもその整備計画を立てた上で、関係地方公共団体を指導するとともに、所要の財源措置については自治省と折衝してまいりたいと思っております。

○目黒今朝次郎君 じゃ、厚生省の年次計画、増員について、自治省はどういう考えを持っていますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) センター法の施行に伴いまして、環境衛生指導員の増員の必要性の有無につきましては、厚生省より御協議をいただきました段階におきまして、当省としてもよく検討いたしましたと考えております。

○目黒今朝次郎君 できればこれは来年度から実現できるように、両省に最大の要望をしておきます。

次に、適正処理困難物について法律改正を行なうという問題も、再三われわれが提唱して今日までまいておるわけでありまして、この法律改正についてはどんな考えを持っていますか。厚生大臣お願いします。

○国務大臣(村山達雄君) 生活環境審議会におきまして、法律改正の問題も含めて、今後における廃棄物処理についての基本的なあり方等検討していただくこととしております。その結論を得た上で、御発言の趣旨を踏まえて対処してまいりたいと思っております。

○目黒今朝次郎君 早急な改正方を要請しておきます。

次は三番目に、廃木材の関保については同僚の安恒委員から再三質問がありました。この廃木材の産業廃棄物としての政令改正についても検討すると、こういうふうになっておりましたが、この件に対する厚生大臣の最終的な見解を聞きたい、こう思います。

○国務大臣(村山達雄君) 廃木材につきましては、排出事業者の処理責任の徹底の観点からいたしまして、自治体の意見も聞き、建設省とも協議の上、産業廃棄物とすべく政令改正を行う方向で検討してまいりたいと思っております。

○目黒今朝次郎君 じゃ、これも必ず実行してもらうように要望します。

それから、廃棄物対策は収集、運搬、処理、処分まで一貫体制が必要であるということが再三言われているわけですが、業者の存在などいろいろな問題が起きていることも、われわれ関係から具体的な資料で指摘をいたしました。したがって、厚生省はこの事態について早急に調査を行って、この業者の存在の不当性あるいは不安性というのを含めてこれを排除できるような方向で取り組んでもらいたい、このように考えますが、いかがですか。

○国務大臣(村山達雄君) 廃棄物処理業者につきましては、首都圏及び近畿圏における実態調査を早急に実施して、必要な措置を講じてまいりたいと思っております。

○目黒今朝次郎君 早急な実態調査を行って、その結果をわれわれにも情報を提供しながら適切な措置をされんことを再度要望しておきます。

次は、五番目の問題として、土地の売却の問題でいろいろ今日まで適合審査でも議論されてまいりました。この問題については運輸大臣の問題等もいろいろありましたが、最終的に赤字が出た場合、地方公共団体に負担をかけるようにという点は再三強く要望してまいった点であります。この点に対する運輸大臣の見解を聞きたい、このように考えます。

○国務大臣(塩川正十郎君) 赤字を出さないため

にはセンターの計画自体にも工夫を要することであらうと思いますが、最終的に自治体に負担をかける結果とならないように、国といたしましても十分な対応をいたします。

○目黒今朝次郎君 この問題は十分適合審査でもしつこく大臣なりあるいは自治大臣にも迫った問題でありますから、いまの運輸大臣の答弁を政府側の統一見解と、このように受け取りますんで、そういうような措置をお願いしたい、こう思います。

次は、六番目で、政省令に関する基本的な考え方、その取り組みについては、われわれも資料をいただきまして、一応調査いたしました。そういう調査した上で、予測される運営事項あるいは交通公害あるいは沿道対策、こういうものについては円滑な輸送確保ができる、そういうものについて取り組む必要があると思っております。ただ、私たちは結果論としてこうなったという事態にだけは絶対にさせてはならない、こう思います。で、これらの交通公害、沿道対策あるいは環境の評価の問題、こういう問題については事前に関係地方公共団体とも十分に連絡をして、そのないように取り組んでもらいたい、こう思うんであります。これは厚生、運輸両大臣の見解を聞いておきたい、こう思います。

○国務大臣(塩川正十郎君) 政令、省令、その他運営事項並びに交通公害あるいは沿道対策、円滑な輸送の確保等は、本事業を適切に運営していきまします上につきまして重要な問題でございますから、したがって、事前に十分関係の地方公共団体と連絡調整を行ってまいりたいと思っております。

○国務大臣(村山達雄君) ただいま運輸大臣が申し述べたと同様な方針で処理してまいりたいと思っております。

○目黒今朝次郎君 この問題は、時間がなかったために十分な掘り下げもできませんでしたが、特にこの問題では厚生省と運輸省の調査に若干のずれもあったという点も委員会で指摘された点でありますから、この間の調整も含めて、いま両大臣が表明したことについて責任を持って処理してもらいたいということを重ねて要望しておきます。

それから次は、各自治体における分別収集、啓蒙活動、この点についてもいろいろ議論されてまいりましたが、これらの問題については、先ほどの参考人の意見もあつたわけですが、やはり国としても財政措置を講ずる、こういうことが委員会全体を通じてクローズアップされてきたわけでありまして、この国としての財政措置の問題については両大臣ともどういうお考えであるか、まず厚生大臣からお伺いしたい、こう思います。

○国務大臣(村山達雄君) 厚生省といたしましては、ごみの減量化、資源化を図る上で、分別収集、啓蒙活動の重要性にかんがみまして、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額の算定に当たって、啓蒙活動費及び分別収集経費について何らかの措置を講ずる方向で今後自治省と相談してまいりたいと存じております。

○目黒今朝次郎君 いま厚生省の考えわかりました。これに対して厚生省から具体的な提示があつた際に、自治省としてもこれに積極的に取り組んで問題解決を促進する、こういうお考えがあるかどうか、自治省の考えを聞かしてもらいたい、こう思います。

○政府委員(矢野浩一郎君) 分別収集あるいは啓蒙活動、大変大事な問題でございますので、厚生省から御協議がありましたら、私どもの方としてもよく検討してまいりたいと思っております。

なお、地方公共団体におきましては、こういう分別収集したものものの処理等につきましては新しい特別な施設なども必要かと思っております。そういう点につきましては、国庫補助負担制度を設けていくというふうなことにございまして、これは所管省庁等に対していろいろ要請してまいりたいと考えております。

○目黒今朝次郎君 両方の連係プレーをきちっとして、この場限りの答弁でないように責任を持っ

て処理していただくことを要望しておきます。それから、いまお話のあつたこの広域処分場計画で新たに必要となる一般廃棄物の施設整備あるいは現行の処理施設に關しても、施設の更新あるいは改善が必要だということも委員会の審議を通じて具体的に明らかになってきたわけでありまして、いま自治省からも答弁ありましたが、こういう新しい施設あるいは更新、改善、こういう段階に対してもやはり国庫補助の内容の改善という点が必要だと考えるわけでありまして、これらの問題については、特に首都圏、近畿圏は当面の問題になるわけでありまして、これらについて厚生大臣の考えを表明してもらいたい、こう思います。

○国務大臣(村山達雄君) 広域処理場に頼らざるを得ない市町村の中間処理施設の整備につきましては、広域処理場の計画が具体化するまでの間に所要の整備が行われるよう配慮してまいりたいと思っております。

○目黒今朝次郎君 自治省の答弁と同じように設備に關する国庫補助その他についても改善を図る、こういう大臣の言明でありますから、これらについてはこのようにお願いしたいと思っております。

それから、センターの定める基本計画、この問題については、一定期間住民に縦覧させるということが必要ではないか、このように考えるわけでありまして、市町村段階の場合にはこれが慣行としてあるいは制度として行われておるわけでありまして、この件に対する厚生大臣あるいは運輸大臣の見解を聞かしてもらいたい、こう思います。

○国務大臣(村山達雄君) 基本計画を定めるに当たりましては、住民の意向が反映されるようにセンターに対し必要な指導を行ってまいりたいと思っております。

○国務大臣(塩川正十郎君) 御指摘の点につきましては、何らかの方法で御趣旨に沿うよう検討してまいりたいと思っております。

○目黒今朝次郎君 この問題については後ほどまた若干具体的にお聞きしたいことがあります。

余り情報はわかりません。このセンター法案ができた仮定しますと、このルール、こういう方式を使って、いま衆参両院で問題になっている岩国基地のような問題について、あそこは海岸ですからごみを埋めるといふことと結合していわゆる海上に基地をつくる、そういう話が、一部の関係者と思ひますが、一部の関係者からそういうことがささやかれておつてわれわれの耳にも入ってくるわけでありますが、そういうセンター方式を使つて軍用基地とか米軍の基地とかというものに悪用するやうなことは、ないと思ふのでありますが、これはむしろ運輸大臣というよりも国務大臣として、そういう悪いことは考えていませんといふことをひとつここで御答弁願へば非常にいいなと。われわれが心配していること、これを既定事実にして次々と別な問題に発展波及していくという心配がうちの同僚委員からあつたわけでありませんが、特に岩国基地という問題がいまクローズアップされてまいりましたので、そういうことはないなら、仮にそういう計画が出てきても、国務大臣、運輸関係大臣としてはそういうことはやらないといふことをここで明言をしてもらいたいなと、こう思ふんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(塩川正十郎君) この法案を提出いたしました趣旨説明の中にも明記いたしておりましたとおりでございます。われわれといたしまして、そのような基地、軍事的な基地に利用する、あるいは利用されるというやうなことが絶対ないといふ確信のもとで事業を進めておりますので、その点は御安心いただきたいと思います。

○目黒今朝次郎君 まあ安心しました。ひとつそういうことのないように、悪用しないように私の方からも要望しておきます。

それからもう一つ、これは附帯決議の関係で自民党さんとやり合っているんですが、なかなかうんと言わないんですが、廃棄物処分施設の護岸をつくる際に、護岸の国庫補助、これについては建設残土もこの予定の廃棄場に入れるわけですね。建設

残土については、これは産業廃棄物だと、こういうお互いに見解もたどってきたのでありますが、一般港湾の場合は二五%ですか、補助は。廃棄物の護岸の際には五〇%と、こういうことに国の補助がなつておると聞いておるんですが、このセンターが行う護岸の工事については、やはり廃棄物護岸の補助を適用されるべきじやなからうかと、こんなふうにおれわれは考えておるわけですが、この護岸の補助について、立法の段階でどういう考えを持っていられつたか見解を聞かしてもらいたい、こう思ふんです。

○政府委員(吉村眞事君) 一般的に港湾法によります産業廃棄物埋立て護岸の補助率は二五%でございますが、公害財特法のかさ上げがございます地域につきましては五〇%の補助率で実施をいたすことになつておると思ひます。

○目黒今朝次郎君 おたくが設計する際に、これは産業廃棄物だと、これは一般の護岸だと、こういう区別をして、ここは二五%、ここは五〇%、そういう区分をしようとするんですか。

○政府委員(吉村眞事君) 大体その廃棄物を捨てる量に応じましてそういうアロケーションをすることになると思ひます。

○目黒今朝次郎君 これは大分自民党理事さんと議論してきつたんですが、合意に達しないから、こつち出したんですが、全体のうち四分の一が廃棄物だと、四分の三が一般のあれだと、こつち言つたところで、廃棄物はちよろちよろ浸透したり全体に影響を及ぼすんですよ。廃棄物を埋めるところだけ五〇%で、その隣近所は全部二五%だといふのは余りにも機械的過ぎるのじやないでしょうか。したがつて千二百ヘクタール、八百ヘクタールといふことになれば、廃棄物といふものを入込みにして投げる点もありますから、その割合がどうのこうのといふことは現にわかりませんが、基本的に廃棄物で埋めるといふならば、やっぱり廃棄物護岸の五〇%を適用するのがこれはあたりまえじやないかと思ふんですが、どうでしょう。

予算も伴うことであるからといって自民党の方は反対するんですが、まだ審議ですから、やはり産業廃棄物の補助率をたてまゑとしては適用する、そういう方向で国の財政の取り扱いを決めてしかるべきじやないかと、このように私は考えるのですが、余りにもいまの港湾局長の答弁では画一的といひますか、ここはごみ埋めるから五〇%、こつち土を埋めるから二五%だといふのは、この法案の性格から言つて、これは廃棄物で埋めるんですから、法案の性格が、ですから廃棄物で埋めるやうになつておれば産業廃棄物の補助率を適用するのがこれはどなたが考えても当然だと思ふんですが、これは大臣どうですか。なかなか、政府委員はやっぱりいろいろあれがあらまうから、しかし最もわかりやすい大臣はこのぐらひはわかつて、なるほどそれはそうだと、いいことに気がついてくれたと。じゃあ五〇%の補助率を適用しよう、こつちいう点でどうですか、運輸大臣、あなたは専門家だから。隣は廃棄物ですからね、厚生大臣は投げるんですから。投げたものを受けてあなたが海を埋め立てるんですから。これはやっぱり産業廃棄物の補助率を適用するのが当然だと、こう思ふんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(塩川正十郎君) 御承知のように、公害特別措置法を受けます事業といふものは極度に制限されてきておりますし、われわれやっぱり必要な事業量を消化しなけりやならぬ。でございしますから、非常に平易な言葉で言いましたら、補助金の高いやつを適用したいのはわれわれの念願でございますけれども、それはそれなりの懸命の努力をいたしますが、そのみではやはり事業の完全な進行ができないといふやうなこともあり得ることでございますし、そういう場合には一般護岸の分もやっぱり使わざるを得ないと思ひますが、そういう点につきましては、御質問のやうにわれわれも同様でございますが、できるだけ補助率の高い公害特別措置をされておるやうにかさ上げ補助金のやつをわれわれもできるだけ使ひように

努力をいたすつもりであります。

○目黒今朝次郎君 いや、さつきの兵庫の副知事さんの参考人の陳述でも、厚生省が一札与えらるか与えぬとかという話もちょっと共産党の方から質問がありましたかね。全然財政の問題について考えてもらえないとなつたあたりが迷惑だと、こつちいう逆になると。むしろ財政援助をもらつて、しかもごみの廃棄物の処理をやつて、もちろんリサイクルの問題も含めて。しかし国がやっぱり何らかの形で条件を整えれば政省令で十分配慮してくれと、こつちいうのが参考人の、自民党が呼んだ参考人の陳述もそうなんです。自民党が呼んだ。ですから、せめて、このセンターはごみを埋めるのでしよう、ごみを。ごみを埋める埋立地にこみの護岸の補助率の適用をされないやうな、これはナンセンスじやありませんか。これは第三者に聞いてもどうですか。このぐらひは、わざわざきょう兵庫の副知事が来たんだから、ひとつこのぐらひはやっぱり産業廃棄物の補助率を適用すると、そこで二人でちよつと相談して、よし二人で責任持とうと、こつちなれば後の附帯決議の際にちゃんと両理事が了解してくるからね。そつちから答弁もらわれないとこの両理事がうんと言わないのですよ、この両理事が。

○政府委員(吉村眞事君) 先生の御指摘の、廃棄物を捨てるんだからといふことでございします。産業廃棄物埋立護岸も産業廃棄物を捨てるのが目的の施設でございます。一般的には補助率が二五%といふことになつております。公害防止計画に載つておる施設については五〇%にかさ上げをするといふことでございします。その載つてないもの、全部一般の産業廃棄物の率でなくて五〇%に上げてやるというのは大変困難だと思ひます。計画に載つておりますごみの量で配分をいたしまして、非常の場合によつては四〇%近い平均の補助率になる場合もございします。一般的に言いますと大体三〇%ぐらひまではかさ上げができるというのが現状でございますが、その点を御了承いただきたいと思います。

○目黒今朝次郎君 いや、それはこの法案を出しておるから私はこだわっている。そういうことにこだわらなければならぬ。この法案、わざわざこれだけの審議をして世の中大騒ぎしながらやる必要はないですよ。やっぱりそれだけの理由があるから提案しているんですよ。ですから、これはいま港務局長の事務的な説明がありましたね。事務的な説明がありました。先ほどの運輸大臣のいわゆる可能な限りこの補助率の高いことが適用ができるように大臣として最大の努力をしてみたいと、そういうような、港務局長よりもちょっとぶりかもしませんが、かさ上げの方の大臣答弁があったから、そういうことでできれば一〇〇%適用もするように、あるいは七〇%になるか八〇%になるかそれが大臣の努力いかんと、こうかかってくるわけでありまして、これだけでもんだ法案ですから、やっぱりもみ代としては七〇か八〇ぐらいに補助率を上げると、そういうことを努力してもらいたい。どこまでというのとはなかなか言えませんが、最大の努力をしてみたいと思うんですが、大臣もう一回決意の表明を。

○國務大臣(堀川正一郎君) 先ほど申しましたように、私たちはできるだけやはり高率の補助の適用ができるような配慮をしながら設計もし、事業も進めていく、これは当然でございますが、そのみに頼っておりまじらなかな事業の進行もできませんし、また対象外となっておるところもあることは事実でございます。そこらほううまく相調和しまして、できるだけちよつとでもうまくそちらの方に誘導していくようにわれわれとして努力していきたいと、こういう気持ちでございます。

○目黒今朝次郎君 いや、最大の努力をお願いします。

それからもう一つは、私はこのセンターの設立とか定款とか基本計画、実施計画、こういうことについてはいろいろあったんですが、先ほどの参事者の話を聞いてもちよつとそらされてしまったんですが、出資をした地方公共団体の議会、たと

えば東京であれば東京都議会、兵庫県なら兵庫県議会、こういう方々が、このセンターの基本計画とか定款とかそういうものとかかわり合いというのには、法案全体を見ても出てこないわけですね。出資した地方公共団体の議会のかわり合いというのとはどんなふうにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(吉村眞事君) センターの設立に当たりましては、港務管理者の長及び地方公共団体の長がお決めになるわけでございます。この地方公共団体の長及び港務管理者の長ということになりますと、地方の住民から選出をされた方々でございます。ですから、本質的にはそういう意味で地方の住民の意向を担つておられるということでございます。港務管理者が出資をいたしますときには、当然議会の議決が必要になります。こういう意味で議会が関与されることになります。

それから、毎年の事業をセンターに委託される場合には、これはまた当然それぞれの議会の議決が必要になるわけでございますので、そういう意味で関係の地方公共団体の議会が関与をしてこれらというふうなことを考へております。

○目黒今朝次郎君 それは私もわかるんですが、いままで法案審議を通じて、東京とか大阪府の方の関係議会が、細かい何月何日何回の議会で、こういう議決を受けて、その議決に従つて東京都の知事は、あるいは兵庫県の知事はこういう発言をしている。その議会と知事さんの発言と要請の因果関係というやつがうやむやのうちにきてしまつて、さつきも聞こうと思つたら、ちよつと答弁をそらされてしまったんですが、いま局長が言うのとおり、いわゆる管理委員会に参加する際に、参加の問題、それから出資の問題、それから事業の委託の問題、それから毎年度の契約金の問題、これは必ず管理委員会に参画する地方の首長は、当該の自分の議会の議決を受けて参加するということについてはきちつと指導できますか。指導してもらいたい。

同時に、自治省にお伺いしますが、それは自治法上、当然の首長の義務だと、こういうふうな確認していいんでしょうか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 先ほど来、運輸省の方からもお答えをいたしますように、地方公共団体が、このセンター設立に際し出資をしようという場合、あるいは委託によってこの仕事を依頼するということの場合におきましては、当然に予算等の議決もあるわけでございます。そういう機会を通じて、地方議会の意見というものは十分反映されることが可能だろうと思ひます。

なお、地方団体の長におきましても、これだけの大変な重要な事業でございますので、十分議会の意見を聞きながら、このセンターの設立なり、ないしはその運営を進めていくように、私どもの方としても十分気をつけてまいりたいと思ひております。

○目黒今朝次郎君 そうすると、地方自治体が独自で行う一廃、産廃の処理あるいは業者の委託と、そういう段階に、現に行われている一定のルールがありますね。そのルールに準拠して、十分に管理委員会に出ていく方がそういうことをききつと従来のルールを守つて臨むように指導していきたいと、一般人にわかりやすく考えれば、そういうふうな理解をしていいわけですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 先ほどお答え申し上げたところでございますが、実質的にいままで地方公共団体、いろいろ廃棄物に関する行政を単独でみずからやっておるわけでございます。今回これが広域的な形で行われるということでございますので、実質的にそういうやり方が反映されるように、私どもの方としても指導に努めてまいりたいと思ひます。

○目黒今朝次郎君 いや、そのようにひとつお願いいたします。

に該当するが、同法第十四条の除外規定を適用されまうので、一般の廃棄物処理業者と違つて都道府県知事の管理下にはないと、こうなるわけですね、管理下にはないと。これは主務大臣の管轄になると、県知事から離れて。一般の業者であれば県知事の配下だと。これは除外規定に従つて主務大臣の配下にあると、こういうふうになるわけでありまして、したがって、都道府県の県議会の関与もまた必要がないと、清掃法の理屈から言うところ、そうだとすれば、都道府県の管轄でなく主務大臣、厚生、運輸両大臣の管轄とするならば、主務大臣に提出される許可を受けなければならぬとされてはいる基本計画、それから主務大臣に提出しなければならぬとされておる実施計画と資金計画、これが出れば両方の大臣に届け出がありますね、この法のたてまえ上。

こういう届け出を受けた段階では、やはり両大臣はわれわれのこの国会に、その基本計画あるいは実施計画というもののについてこういう提示がありましたと言つて、たとえばわれわれの運輸委員会あるいは社会労働委員会などに報告する。あるいは六省間の申し合わせに従つて、環境庁とか農林水産省とか皆やるわけですね、そういう関係の個所に当然両大臣なりから国会に報告されて、必要があれば国会の審議に應ずると、報告して審議に應ずると。このルールは、ぜひ国民との接点を求める意味においても、あるいは国会との接点を求める意味においても、この基本計画、実施計画については当該の委員会に報告し、あるいは必要があった場合にはわれわれの審議の要請に應ずると、こういうことが必要だと、こう思うのであります。

なぜかと言うと、いままでずっと審議されてまいりまして、いろいろ不確定要素がいっぱいあるわけですね。それでほとんどセンターにセンターにと、こう言つてしまったものですか、そういう不確定要素を国会の場においてわれわれも把握する必要からも、当然両大臣に基本計画が来たならば、われわれの当該委員会に報告し、われわれ

すが、いかがでしょう。

○政府委員(山村勝美君) 御指摘の生活環境審議会におきまして、周辺住民の生活環境等の整備に資する方向で跡地利用を考えると、御指摘のとおりでございます。その点につきましては、セクター法の二十条二項におきまして、「周辺地域における生活環境の向上に寄与する」ということで、その点は十分含まれたものと考えております。なお、埋め立て処分する廃棄物の種類によつて跡地の性状等に差が生ずると考えられるわけでありますが、廃棄物の埋め立て計画を策定するに

当たっては、廃棄物の処分と埋め立て跡地利用の調和が図られるように十分調整をして、具体的な計画をつくってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○市川正一君 その調整ができないということをおっしゃっているわけですよ。もともとごみ問題というのは、それ自体生活環境整備、これに直接かかわった問題であります。したがって、大都市圏におけるその処分場の跡地利用についても、大臣、当然生活環境整備に役立つ、そのことが根本の立脚点になければならないと思う。そのためには関係の地方自治体あるいは住民の意見が十分反映されなければならない、これまた言を待たないところであります。

そこで、厚生省に再度確認をいたしますが、厚生省がまとめた「昭和五十四年度広域最終処分場計画調査 近畿圏広域最終処分場基本計画調査報告書」の三百二十一ページに「跡地利用の方向」というくだりがありますが、この中に「構築物を伴う土地利用には制約が大きく、逆に有効な土地利用を優先させようとする本来受け入れべき不良廃棄物の受入量を制約する」云々と指摘しております。結論的にここには、跡地の大部分が不良地盤であったとしても利用可能と考えられるものに農畜産用地、大草原、レクリエーションがあり云々と述べてありますが、間違いないと思いませんか。

○政府委員(山村勝美君) 大体そういう趣旨の記述がございます。

○市川正一君 ところが、一方運輸省がまとめたたとえば「大阪湾海城空間適正利用計画調査報告書」ここに私持っていました、これによりますと、たとえば「公園・緑地を考慮した場合、全体的にポテンシャル」利用価値でありますが「下がる」、こう断じて、そして「港湾、非基幹型工業、住宅が最も適切であると考えられる」。こういうふうに結論づけております。つまり、厚生省、運輸省の報告書、八億円かけたというそれが、跡地利用についても全く百八十度

違う方向を示しているということでありまして、さて、そこで伺いますが、本法案と同時に提出された計画では跡地利用はどうなっておりますか。どちらの主務省でも結構です。

○政府委員(山村勝美君) 跡地利用につきましては今後さらにセンターが具体的な計画をつくる段階で地元、地方公共団体、港湾管理者等と相談をしながら決めていくべきものであるというふうに考えております。

○市川正一君 そうじゃなくて、跡地利用については「港湾施設用地」「都市再開発用地」というふうに明記されているじゃないですか。これが跡地利用の基本的方向でしよう。

○政府委員(山村勝美君) その調査は御案内と存じますが、予備調査的なものでございまして、趣旨は土地の性状の特性といえますが、と、土地利用の関係につきまして各ケースごとに跡地利用の方向について検討したというものでございまして、具体的な土地利用のあり方については今後さらにセンターが検討していくというものでございまして。幾つかの例示がありますのは、一つのモデルシステムというように検討も行ってありますが、その中で若干具体的な指摘をしておるというものでございまして、跡地利用等につきましましては、今後地元、センターにおきまして具体的な検討は行われるというものでございまして。

○市川正一君 そうすると、この法案のものと提案趣旨と違うじゃないですか。じゃそれ違うんですか。それから、ここに明記されている跡地利用については、これは大阪湾圏域における広域処理場の想定規模という項目にあるでしよう。それはばくは厚生省だけを責めているわけじゃないに、運輸省は知らぬ顔してうんうんうなずいてるんですから、運輸省はわが意を得たりでしよう。厚生省はわからなかったら「そうでしょう、これでいくんではしょう」。

○政府委員(吉村真事君) 跡地の利用につきましては、この法案の基本計画の適合すべき基準の中にもございしますように、「造成された土地が、港

湾の機能の増進及び周辺地域における生活環境の向上に寄与するように利用される」ものというところを基本的な考え方にしておりまして、そういう基本的な考え方に基づいてセンターが地域の方々の御意見等もくみ上げながら今後決定していくべきものと考えております。

○市川正一君 いままで本委員会のやりとりずっとありましたが、結局港湾施設を中心に計画はやられているわけですね。だから、それをあえて言うならば厚生省の調査結果は完全に無視されたと言ってしまうのではない。逆に運輸省の調査結果だけが跡地利用について言いましたほぼ全面的に採用されている。だから、調整するなどとおっしゃるけれどもやりやうがないわけですよ。この法案が通つてしまえばそれでルールが敷かれてしまうんですよ。たとえば厚生省が「昭和五十四年度広域最終処分場計画調査 事業方式等調査報告書」これ御存じだと思いますが、フェニックス計画の第六項跡地利用について、二ページですが、わかりますか、ここはどう述べられておりますか。

○政府委員(山村勝美君) 圏域全体の適正な発展に資するよう広域的見地から港湾用地、都市開発用地として有効に活用していく必要がある、こういうことです。

○市川正一君 私が指摘しておるのは、二ページにこの事業費財源の第六項目、「跡地利用」というのがあるでしよう。跡地利用のところを私は聞いているんです。

「理事兼名義治君退席、委員長着席」時間がないので私の方から紹介いたしますと、「関係地方公共団体と十分協議の上、緑地、公園等環境改善に役立つ公共的利用の方向で考える。」こう述べているんじゃないですか。違いますか、資料の事前の連絡が不備だったようですが。

○政府委員(山村勝美君) 大体そういう趣旨で書いてございます。

○市川正一君 大体というか、本質的にそういうふうな書いてありますね。そこで、運輸省調査の結果、つまり港湾施設あるいは都市再開発用地と

いうことと一致しようがないわけでありまして。つまりフェニックス計画がもとと述べていたフェニックスアイランドの性格というのは完全にいまや変質をここで遂げている。ですから、渡辺元厚生大臣が私に、厚生省調査に基づいて行くと明言されたこと明らかに反する。何のための調査か。先ほど村山大臣は変わらぬというようにおっしゃったけれども、いざいざと、厚生省の調査結果はこういうことなんだけれども、ところが、出てきたのは全然異質なものが出てきておるという点で、再度大臣の見解を承りたい。

○國務大臣(村山達雄君) まあ私が承知している限りでは、当初それぞれの立場で調査をいたしまして、それぞれの立場でのいろいろな計画ができただけでございますが、その量は利害関係が一致すること、平たく言えば一石二鳥であるということ、両省の調査計画を統合いたしまして、そうして今度も御提案し審議をいたしたいというわけでございます。そういう意味で、厚生省の従来の考え方が量的に変更を受けるとか、あるいは運輸省のいままでの計画は量的にやはりある程度制約は受けるということとは私は免れないところがあると思ひますが、基本的なその性格から言つてやはり厚生省の調査をしたその目的、そういうことについては、やはりその理念は貫かれておるし、そういう意味では先ほど、渡辺大臣が述べたこともそういうことではなからうか、こう思つてお返事したつもりであります。

○市川正一君 単なる量じゃないと思う。質的に違つたものになつてきているということとをさっきから私は言っているわけですよ。そういう点では厚生省のいわば責任というか、立場というか、そういうものは厳しく問われる必要があるということ率直に申し上げたい。

東京湾の場合も、私いま大阪湾を中心に幾つか申しましたが、もっとやはり食い違いがあるわけですね。たとえば厚生省の調査では地盤沈下のおそれがあることを指摘して、埋立地の状態に余り左右されないものは公園緑地なんだというふうに

言っているんですよ。処分場の海底基礎地盤が軟弱粘土層であり安定化には相当時間を要する、こゝまで述べている。そして東京圏住宅に生活環境サービスを提供することが必要だということ、土地利用のバターンを次の四つに分類して、います。第一が海上学園都市、第二が海上森林公園、第三が臨海レクリエーション公園、第四が東京湾上流通センター・バス森林公園、御承知のとおりです。ところが運輸省調査ではどうか。候補地として四地点を挙げておられますけれども、たとえばLNGの備蓄基地あるいは発電所、こういう総合エネルギー基地でしょう。あるいはまた工業用地に適しているということから、全く正反對の結論なんです。同床異夢でお座わりになっているのかどうか知りませんが、私正直なところ国民の前にお知らせ願いたいんです。

だから、私、これでは基本計画の策定の段階で調整するたつて、全く百八十度違うものに調整しようがないんだ。だとすればどう調整するのか。両大臣がやはり責任を持って、特に厚生省としては責任ある御見解を大臣に承りたいんです。

○国務大臣(村山達雄君) ただいま承りまして、調査の段階ではそれぞれ所管省の関係からして、跡地利用については、厚生省の方は主として生活環境整備、それでまた運輸省の方では再開発であるとかいろんな基地にするというふうなことで、こういったことがありましたが、両省いろいろ考えまして、究極的にいってやはり関係の市町村あるいは港湾管理者の利害の一致する範囲内でこれをやろうということでございますので、基本計画等の段階でその跡地利用がどうなるかという問題も十分調整する必要があるだろうと思っております。これから基本計画が出ますときに、あるいは出ます前に両省で調整して、いま市川委員の言われたことのそがでないようにできるだけ整合性を図ってまいりたいと考えている段階でございます。

○市川正一君 運輸大臣下向いていらっしゃるの前へ進みますけれども、これは園田前厚生大臣

のときからずっと出てきておるわけで、そうしますと、村山大臣の場合にお聞きするのは適切でないかもしれないけれども、私は両省間、すなわち政府内部で済ませて重大なやっぱり意思の不統一が現実起こっておるということを指摘せざるを得ぬのです。たとえば、園田前厚生大臣も、先般四月十五日の衆議院の委員会でも、「廃棄物の最終処理というか、活用というのが主であつて、港湾整備は一つの手段であると考えております」と答えております。この立場というのは貫かれていないということをお改め政府の責任をこの機会に重ねて追及せざるを得ぬのでありますが、もう一つこの機会に私運輸省にお聞きしたいんです。が、東京湾における埋め立て地点は、調査報告によりますと四地点挙げられております。ところが、実際にほぼどの地点ということとは決定されておられるんじゃないですか、塩川大臣。いかがですか、あなた、よう関西空港も言はるしなかなか手が早いんだけれども、どうですか、この方は。ちょっと聞かしてもらいたい。

○国務大臣(塩川正二郎君) まだ東京湾も大阪湾も具体的に、候補地は挙げまして調査はいたしましたけれども、まだ確定的にどこということとは決めておられない段階でございますので、ここが予定地であるということはいまの段階では発表しにくいことでございますので御了解いただきたい。これはいずれセンターが設立されました、そのセンターの関係者のところで最終的に議決されるであらうと思っております。

○市川正一君 運輸省の第二港湾建設局が五十五年三月にまとめた船舶安全対策調査によりますと、埋め立ての四候補地点について、それぞれシミュレーション——予測計算を行っておりますが、その対象海域の海図が報告されております。その中で、東京湾の湾奥部のシミュレーションだけは、海図の中に八角形の埋め立て区域が明示されております。ここに持ってまいりましたが、このグリーンの、私の方で彩りましたけれども、この地点です。この八角地点が、この部分だけは明

記されているわけですね。で、これはちょうど千葉県の浦安沖に当たります。ほかの地点の海図にはこういうものは全く明示されておられません。わずかに——わずかにいいますか、たったこれだけあります。ということは、運輸省は事実上埋め立て地点を浦安沖に決める、それを前提としてシミュレーションを行っているというふうに私は考えざるを得ぬのでありますが、大臣いかがでしょうか。

○政府委員(吉村眞事君) 四地点を選びまして、その間に特にあらかじめどこいうことを決めてシミュレーションをやったわけではございません。それぞれその地点をそれぞれにシミュレーションをやつて検討をいたしております。

○市川正一君 それぞれやつたというわけですが、じゃここにどうしてこの地点がこうあるんですか。これはどういう意味ですか。

○政府委員(吉村眞事君) 例示をその地点でしたわけでございますが、その地点が選ばれてそこを例示したわけではありませんが、どこを例示してもよかったわけでございます。

○市川正一君 どこをというの、あなた何ですか。四つともみんなこういうふうにやれるという意味ですか。大臣、あなたこれいま初耳でつか。それとも知ってはいませんか。

○国務大臣(塩川正二郎君) 私は初めてそれを見てもうございました。

○市川正一君 初めて……。ほんとでつか。私たまたまこういうものが、八角形が出てきたというんじゃないと思うんですよ。これはね、いままでの経緯がいろいろありまして、これはね、たとえは報告書を見ても、この浦安沖についてはさつと書いていますけれども、しかし運輸省の調査でも、航路その他からいうとこの浦安沖が非常に問題の少ない地点だということになっているわけでしょう。それはそれでいい。この八角地点が航路やその他から見てもここにテスト的に八角形を置いてみたというもんじゃないでしよう。その点ちょっとええかげんに言わねと

きりしてください。

○政府委員(吉村眞事君) いいかげんではございませんで、それぞれの候補海域におきまして一番その海域において適当であらうと思う場所を選んでおります。そしてそれでシミュレーションを行っておりますので、ほかの海域を選んだ場合とこの場合とに特別に優位的な差があるわけではございません。そして、それぞれその四地点の海域は一長一短ございますが、そのうちの幾つかの要素についてのすぐれた点が多いのが、それによりますと、私ども必ずしもそうではないというふうに思っております。それだけの要素の間には評価のウェイトもつけなければならぬと思います。し、そういった意味でこの浦安沖の地点が最もすぐれた地点だというふうな判断はいまの段階ではできないと思っております。

○市川正一君 そしたらほかの方にもこの八角地点を、サイズは言いませんよ、どうして入れないんですか。ここだけどうして入れるの。

○政府委員(吉村眞事君) ほかの地点についても継続的に調査を現在進めております。

○市川正一君 調査やなしに同じようにみな四地点やつたというんでしょう。同じようにやつてその中でこれだけ何でこれを入れるのかということをお聞いているんですよ。

○政府委員(吉村眞事君) ほかの地点のシミュレーションにつきましては五十五年度に実施中でございます。

○市川正一君 そうすると、ほかはいいかげんなものを資料として出したということか。はつきりしてくれ。

○政府委員(吉村眞事君) ほかの地点につきましているような種類の調査をこれは先ほど申し上げましたように平等にやっております。いまのシミュレーションの調査は、この地点について現在実施中であると申し上げたわけでございます。

○市川正一君 私時間がないので、もう大体お聞きのとおりですわ。結局こういうことですよ、問

題は。本来、この法案でも埋め立て地点はセクターが決めることになっているわけでしょう。ところが、運輸省調査で特定地点だけを決めてそこをいねば先行調査をするというようなことは、事実上セクターに対してこの地点を埋め立て地にせいということを示唆することに相なっておるわけですよ。しかも、運輸省の説明どおりとしても、ではなぜ浦安沖だけを明示したのかということが説明がつかぬのです。つまり、私はこの浦安沖を最も有力として事実上決めていくということであると、いうふうに言わざるを得ぬのでありますが、大臣はいま初耳やと、けさのある新聞をお読みになったかどうかは知らぬけれども、これだけでも私は重大な問題だと思うので、セクターが決める前に運輸省が事実上決めていくというふうなこの問題について、責任をはっきりしていただきたい。

○國務大臣 塩川正十郎君）私は実はきょう六月二日のある新聞の記事を読みまして、ここにも書いてございますように、この「調査が年々、候補海域を絞つて既成事実を積み上げている点や、環境面への影響は調べず、跡地利用や航行面の調査だけを先行させている」と、これについて運輸委員会でするどく追及するであらうと、こう書いてあります。これがいまの追及だらうと、こう思

だから、実際これのシミュレーションの結果が実は六月ごろにいま聞きましたら終わると、こういふんです。それぞれの候補地でやはりシミュレーションもやっておることでございますし、それはこの浦安沖が候補地の一つであるということ、これは否定しておらないのでございます。こういう地点がそれぞれ候補地にある、これにはこういう特徴がある、あるいは工事の難易はこういうことであるとかいうそういう調査結果をセンターに私の方から引き継ぎまして、その中からセンターが候補を決めてくれればよいと、こう思うておりますが、でございますから、浦安沖は全然われわれは考えておりませんとかそんなことを言っているんじゃないやございまして、調査をいま続行してお

ということはおれおれもはつきり申し上げられ
 ると思うのであります。

○市川正一君 私時間が参りましたのでこれで終わります。ただ、先ほど来指摘しましたように、厚生、運輸両省の調査と結論というのはもう調整のしようのないほど食い違ったものになっているわけであります。量の違いじゃなしに質的な相違です。さらに本委員会の質問を通じて東京湾、大阪湾でこのフェニックス計画だけではないに通産、建設独自に埋め立て計画を進めているということも明らかになっております。にもかかわらずこういうものが全然政府部内で調整されないというのが今度明るみに出たわけでありますが、私は堀川運輸大臣とは同じ大阪のよしみをもってあえて言わしていただくならば、大臣はさきの国鉄再建法、あれも私どもから言えば欠陥法。今回もまた欠陥法をお出しになった。本法案もまさにそういう意味で私は撤回され、そして再検討されることを強く主張して質問を終わります。

○柳澤澤造君 厚生大臣の方には申しわけないんですが、前々回の委員会が私がいっている質問いたないまして、正直言いまして十分な答弁がいただけませんので、かなり時間残してやめたわけなんです。もちろん最後に三点ほど質問を残しまして、それは文書でくれと云って、この文書でくれと言ったことについては後はどきちんと、百点満点まではいきませんけれどもまあまあ御努力をしてそれなりの答弁をいただいたわけですね。

ですから、厚生大臣は前のときのことをお聞きになつてないんだからあれですけれども、私がきょう最初に申し上げたいのは、そういう点で、前回の私の質問したことについて、後になって皆さん方の方が、あの辺がどうも答弁が足りなかつたんだかと思うことがたくさんあったはずなんだから、その辺について補充答弁をしたいなあと思つてゐることをまずしてくださいということがきょうの第一です。

○政府委員(吉村眞事君) 前回先生からこの法案の目的について御質問がございまして、私から目

的は両方の目的がございまずというふうにお答えを申し上げたと思ひます。このとき申し上げたことは、ごみの処理と港湾の整備というものはどちらが欠けてもこの構想は成り立たないという意味で私は両方でございますというふうにお答えを申し上げたわけでございますが、そのとき、考えてみますと、埋立地の廃棄物の処理場の規模はどうして決めるのかという御質問に対して、廃棄物の量をまず想定をいたしまして、これを埋め立てる場合にどれぐらいの面積になるか、こういうふうなことから決めておりますというふうにお答えを申し上げます。

このことを考えますと、これは確かに廃棄物の処理場の規模というのは廃棄物の面から決めておるわけでございまして、あるいは先生の御指摘はこの辺を問題にしてお聞きいただいたというふうな後ほど考えました。そういう意味では確かにこれは廃棄物の処理というのを目的につくっております。広域廃棄物処理場でございますから、規模の点につきましては当然廃棄物の目的からつくっておるわけでございまして、こういった点を機会がありまして先生にもう一度御答弁申し上げます。いと考えておりました。

それからまたこの制度のメリットについて御質問がございまして、この辺も少し言葉が足りなかつたわけでございますが、先ほど参考人として戸谷副知事からいろいろ御説明もございましたので、その辺はあるいはそれと重複することになりますけれども、四十八年に廃棄物処理護岸の制度をつくりました、以後それぞれの港における廃棄物処理護岸はすでに数カ所において実施をいたしておりますが、最近数年にわたりまして広域的な廃棄物の処理に対する要望が、近畿圏あるいは首都圏の各都道府県あるいは市町村から、非常に強い要望として上がつてまいっております。その経緯につきましては、先ほど戸谷参考人からお聞き取りいただいたとおりでございますが、私はこういう点を踏まえまして、この法案がもし成立いたしましたら

てセンターができれば、こういった地域の要望というものに十分おこたえすることができるといのがまず第一番のメリットかということとをこれも合わせて御説明した方がよいと考えております。

○政府委員(山村勝美君) 先生の広域処理に至った経緯のような御質問があったことに對しまして、十分な御答弁ができなかったわけでございしますが、市町村が特に先ほど兵庫県副知事からの話がありましたように、内陸の特に中小都市の困窮度が非常に高いということを背景といたしまして、五十三年五月には首都圏、近畿圏にそれぞれ廃棄物対策協議会をつくりまして、地方の意向を聞きながら要望を受けて二年間ばかり調査をいたしました。それで今日に至っておるわけでございまして、あくまで市町村、地方の要望を受けてやってきましたのでございます。

また、残土のような処理しやすいものを多量に受け入れて、本当に困っているようなものをものと受け入れるべきではないかというような御質問だったかと思いますが、これに對しても満足にお答えもいたしませんで失礼をいたしました。

残土につきましては、廃棄物の一つとして処理に困っておる、そのために環境上の問題も生じて

おるといふ背景から受け入れることにしたわけでありましたが、先ほど来も若干議論が出ておりますように、内陸部での有効利用の方途を建設省も検討いたしましたおるようでございますので、本計画におきましてはできるだけ厳守をさせる方向で必要最小限のものとするよう指導したいと考えております。また、本当に困つておるものにつきましては、地域の事情に応じてセンチターが判断するよう指導してまいりたいというふうに考えております。

○柳澤錬造君 余りあれこれ言いたくないのだけれども、港湾局長の方はきょう若干修正した答弁になったのですが、きょうもずっと私が聞いておつて、さっきもごみを捨てるのと埋め立てのそれとを調和をして云々という答弁が出てくる。私はこの前も言つてのように、これはごみ処理のセン

1000

ターなんです。そのごみ処理のためのセンターとしてそれをやるのが主目的なんです。何年かたつていたらそこへたくさんたまって土地ができるというのは、それはもう副産物なんです。

この間の連合審査のときも、最終的には運輸大臣が、そんな十年先の土地のことは損するが得するかわからぬと、運輸大臣がそういう答弁をしたから、私もはあと思つておつたんです。けれども、土地造成をするならば土地造成をする埋め立てをやればいいわけです。これは。ごみの捨て場がなくなつて、そして何とか、それはもう、一つの地方自治体ではどうにもならないからといって持ち込まれて、こういう広域でもって処理をしなければならぬということからこのセンターをつくらうということになつたわけなんです。だつたらごみ処理するためのといつたところだけ主目的にしてやつて、調子がいいようならつてんびんかけるようなことをやつたら必ずこれは失敗するんですよ。

第一そんな十年先になつて土地の値段がどうなつてこうなつてというのはわかりはせぬでしよう。それは厚生大臣、大蔵大臣やつていておわかりのとおりですよ。あれだけ毎年毎年国債発行して、この国債、いまここでもつてこれは十二兆二千七百出すのだけれども、これだけの国債出しただけの七年先、十年先どうなるかなどというのはそれはもうわかり切つてることだよ。それですらも歴代の政府はぼつぼつこぼつこ出してきつたというので、こへきて三月末七十一兆になつちやつたといつて、大変だといつて減らすわけですよ。あれだけ計画的にわかる、予測の立つものですらも先の予測が立たないで、今日あつてふためていて財政再建ができないと言つて困つてゐる。

ましてやこの土地の問題なんか、十年後にどうなるかわからぬ。しかも廃棄物だとかそれからこういうものを捨ててやつていく土地なんというものは、十年たつたつてそんなもの使えやせぬですよ。私は十五年でもつてその土地が

何かに使えるようになればいい方だと思ふんですよ。普通にしておつたならば三十年ぐらいたなけりやこういう土地というものは固まつてその上にビルディングを建てるなり何なりするといふわけにはいかないんです。

その辺のところを厚生省の方はいまだに、どうなんです。か、両てんびんかけて、さつきも調和をしてとかなんか、一生懸命そういう答弁をするのだけれども、そういうお考えでゐるのですか。それはあちらの方はまだ港灣局だから少しでも欲出してそういう気になるかもしれない。厚生省の方はそうではなくてこれはもうごみ処理のためのことであるんですよ。いつてびつととして、そのために一番いい方法はこういうことをするかということにこのセンターは運営するんですよ。ということをやらないと、これは必ず失敗しますよ。もう一回そのところを答えてください。

○政府委員(山村勝美君) 廃棄物の適正処理に責任を持つておられます厚生省といたしましては、廃棄物の最終処分が適正に行われるように、所要の種類なり量というものを的確に把握し、そのある期間の処分量を確保できるように推進してまいりたいといふふうに考えております。

○柳澤錬造君 それで答弁になつてゐるの、もう少しちゃんと答弁しなさいよ。

○政府委員(山村勝美君) 所要の処分地の空間確保ができませんよう、運輸省ともよく調整をしましてまいりたいといふふうに考えております。

○政府委員(吉村眞事君) 先ほど先生の御指摘に、こういうふうにして埋めたものはどういふふうによつても非常に長期にわたつて利用できないといふふうにおつたわけでございますが、私もいままでお答え申し上げておりますように、生ごみは入れさせないといふようなこと、あるいは埋め立てのやり方についていろいろ工夫をすること、あるいはその埋め立てを終わった後の地盤の処理等についての技術もある程度現在の段階でございますから、私も先生がおっしゃるほど完全に悲観的ではないといふふうに実は思つ

ておるわけでございますので、全く将来のことを考えないで埋めてしまふばよろしいということではなくて、やはり将来のことを考えながらということはこのセンターの運営上ぜひ考えたいと思つております。しかし、あくまでもごみを処理するという大目的を曲げてやるといふ意味ではもちろんございませんで、そういう大目的にかなうようにしながら、その埋め方あるいはでき上がった土地の処理の仕方等はできるだけ工夫をしてまいりたいといふふうに考えておるわけでございます。

○柳澤錬造君 これはもう両大臣お聞きください、そして両大臣で感じになることがあつたらあ答えをいただくことにして、もしなければ私の意見だといふことで終わつていいと思ふんです。これ以上言つておつてもいいと思ふんです。

私は第一に申し上げたいことは、このセンターというものはだれのためにおつくりになるんですかということ。前回も言つたように、これは住民のためなんです。政府がやるんじゃないんです。

だから、住民の人たちがそんなものは要らないからやめてくれと言つたらやめたいんです。住民の人たちが、どうしてもごみが出る、地方自治体が始末をしておつたけれども、もうそれだけの地方自治体が自分たちでは始末がでなくなつたから、何とかもうちょっと広範囲に合理的な始末の仕方を考えてくれといつて持ち込まれてきてきたのがこのセンターだ。住民の意思でやるんだから、住民にその意思がなかつたらやめたいから、住んで、このセンターをつくるという目的がどこにあるんだという、そのところをきちんとしてやつぱりけじめを持つてお考えいただきたいこと。

それから二つ目には、私が見ておつて、この法案の欠陥と言つてはいかぬけれども、わかりやすく欠陥といふことは長期展望を持つてないことなんでしょう。昭和の三十年代に入つてきたあのころに、もうこのくらいのこと考えられなくちゃ本当ならいけなかつたんだと思ふんですよ、どうす

るかということ。そういう点からいくと、二十年なり二十五年ぐらい私はおくられてゐるんじゃないかという気がする。

だから、そういう点に立つたときに、いろいろもういままでも長い時間ここで各委員からの質問といふものに対しての皆さん方の御答弁を聞いていてもそんなだけれども、現在時点において考えられることであつて、さうですと。いい例があつた高速度道路がらんになつたらと思ふんです。いまだどうにもならないでしよう。あれもうちよつと先のことを、しかもヨーロッパへ行つたつてアメリカへ行つたつてみんなその例があるんだから、恐らくあれを計画されるときにさういふものを見て設計なり何なりされたと思ふ。だつたら日本もさういふ自動車、さういふふうなものがこれから十年後、二十年後、三十年後にどういふことになるんだらうかといつた、さういふ長期展望を持つて高速度道路をつくるならつくるということをやつておつたら、いまのようなことには私はならなかつたと思ふ。

だから、現在時点でもつてごみは困つてゐる困つてゐる、じゃどうするんだといつて、いまの時点での判断だけで物をお考えになつてさういふ法案をつくつてやうから、なるほど現在時点では適合してそれなりに理屈が立つてこれが必要なんだといふことになるけれども、十年たち二十年たちしたときに、もうちょっとあつたとき知恵を出してもつといふ方法を考えたらよかつたんじゃないかといふようなことになるような性格のものでしよう。

それから局長、私が前から言つてゐるのは、陸上残土のあんなものやめろと言つてゐるんですよ。ビルを掘つて土が出てきた、そんなものそのビルを掘る連中が自分で始末しろと言ふんですよ。別に害毒があるとか、何でもなしんだから。だから、さういふものを減らして、さうして一般廃棄物とか何かといふものを受け入れる形をとれば、十年もつものなら十三年もつ、十五年もつようになるわけですよ。そしてこれはお願いを

しておきたいことは、いまこのセンターはつくりださるを得ないところへきていますわけですから、同時にこれから長期にわたってそういうことしていくと同時に、並行してごみというもののついで発生源からどうするかということをやったり取り組んでいかなければだめだと思ふんです。どつとどつとこあいうものが出てきて、出てくるからしようがないわといつて、そうしてばつこぼつばつこぼつたように運ぶような、あんなことやつておつたのではこれはもうどうにもならなくなるんですから。

そして、お考えをいただきたいのは、これだけのものをやるのにどれだけの金がかかるかって、これは私のところへまず計算してこの前持ってきたいたできました。膨大なお金を使うわけです。私のところに持ってきたあの数字からいくと、六千六百億のお金をここへぶち込んでこれだけのことをいうならば、そういうごみ処理ということについて進んだ、それだけの金をかけるのなり、こういうやり方があるんじゃないか、ああいうやり方があるんじゃないかという、そういう知恵が出てきていいと思ふんです。

何でもごみになったらトラックに載せていつて、それでもトラックどうにもならないと今度はまた船に載せていつて、そしてそういうふうな護岸工事をして、そこへごみやかんごしやかんやる、昔のそういうのがごみの処理だという時代はもう過ぎたんですという、そのことを考えて、そして、この次の段階になったら今度は埋め立てなんかつくらぬでもいいような、こういうごみの処理の方法があるんです、そのためにいまでも八億六千万も金かけたんですから、それだつたらもう方向に何がかの金をかけて計画をして、それでこれだけのために六千六百億の金を使うならば、六千六百億って、これは港務局長大阪だけだよね。大阪だけの大臣、数字なんだから。だつたらそれだけの金をかけてにするのなら、もうちょっといいごみの始末の方法があるじやないかという、そういうところへやつぱり頭をめぐらしていく、それが私は政府の仕事であり、そして地域住民、国民の要望にこたえる道だと思ふんです。

ですから、そういうことを私は要望して、それで両大臣せっかくの機会でお聞きして、お答えいただけるものがあるならば、それはしていただいて終わりたいと思ふんですけれども。

○国務大臣(村山達雄君) まず第一点の当該、今度のセンターのお話だけに限定して申し上げますと、われわれ厚生省としてはあくまでも廃棄物の処理場として考えている。それはまた今度は、港務管理者の側から見ますと、港務建設という見方の違いでそういうふうになる。われわれの方は廃棄物の処理と、こういうことで。そこで、利害が一致する限りにおきまして、もちろん関係市町村の利害が一致しなげやなりませんし、その基礎には、やはり住民が賛成するということとは、もちろんこれはもう前提にしているわけでごさいます。ですからこの案を見ても、全体の廃棄物の処理量は、厚生省の方のお願いした処理量でやっておりますし、期間も、十年もかけて、どうしてそんなにかるんだというの、実はその廃棄物の方からきているわけでごさいます、まあ跡地をどうするかという話は、先ほどの委員からいろいろありましたが、調査の当時に済みましては、厚生省は厚生省の立場で考えておりまして、運輸省は運輸省の立場で考えておりましたので、これはいろいろ御指摘がございまして、今後運輸省との間で整合性がとれるように、両省が両面をやっておるわけでごさいますので、やつてまいりたいと思ふます。

それから、第二点でございしますが、今度の法案の審議を通じて各委員から、これはもう一様に指摘されたところでございしますが、ごみ処理をこういう方法だけでなく初めから出ないようにならざるべきである、あるいは資源化について、産業廃棄物は産業廃棄物のように、一般の廃棄物についても分別処理について工夫をこらすような、

まあいわば廃棄物を出すそれぞれの事業者あるいは一般の家庭のやはり協力を得、市町村に本当にそのつもりになってやつてもらふことが第一であろう。第二番目には、本当に技術的にどれだけ再利用、資源化ができるか、あるいは減量をやることとができるか、それをいま持っておるわれわれの技術なり、あるいはわれわれの持つておる何といひますか、自治行政能力といひますか、こういうものを駆使して、今後その方向に向かうことが先決問題であると、この御指摘は私もそのとおりだと、こう思つておるわけでごさいます。

したがいまして、これはこれとして、それなりの有用性がありますので、ぜひひとつ御審議をいただいて、何とか通していただきたい。しかし同時に、御指摘いただいたような基本的な方策にこそわれわれが本心に立ち向かわねばならぬと、こう思つておるわけでごさいます。いま廃棄物に関する法律を見ましても、かなりの権限が与えられておるようには私見しておりますので、現行法でもあの範囲内でも工夫をこらせば相当やれるんじゃないかと思ひます。何が現行法で足りないか、そういう点を諸委員の御指摘を十分玩味いたしまして、そして抜本的な対策を立ててまいりたいといひのが現在の私の心境でごさいます。

○国務大臣(塩川正一郎君) 厚生大臣から説明いたしましたのと私は全く同じでごさいます、要するに一つは発生源の問題をもつと深刻に検討するといふことと、それから処理についてもつと多角的な方法を開発すべきであつて、特に今後におきます化学的な処理というふうなものも十分検討していかなければならぬだろうと。港の方に頼るということもそういつても結構ものじやございませぬし、限界が来ておるようには思ひます。でございまして、ただ、今度の廃棄物の埋立地につきましては、できるだけ長くこれを廃棄物の処理場として活用するようにいたさなければならぬと思つております。

一体どなたがおつけになったのか、まず伺いたいと思ひます。

○政府委員(山村勝美君) 両省相談をして決めました。

○田英夫君 当然そういうお答えが返ってくるだろうと思つたんでありますが、私は一庶民の立場でこの法案の名前を見ますと、何のことだかよくわかりません。ちよつと言つていただけですか、名前を。私忘れちゃいました、もう。

○政府委員(山村勝美君) 広域臨海環境整備センター法でございます。

○田英夫君 日本語のわかる人だったら、これはごみと結びつけて考える人はまずいないですね。この辺に私は、いままでのずつと皆さんの御討議を伺つていて、この法案の性格というものがにじみ出てきていると思ひます。両省で御相談になったことは事実でありまして、結局は運輸省主導型の、ごみといふことはどこへ行つてしまつた法案になつてしまつた。厚生大臣、厚生省の皆さんの前ではまことに申しわけありませんが、庶民感覚でこの字を見ればそう思ひますよ。この辺にまさには柳澤委員も指摘された問題点ににじみ出ていると思はざるを得ないであります。

そこで、しかし同時にいまの運輸大臣の御答弁、失礼ながら参議院の審議が始まつた初期の御答弁に比べて問題点をかなり指摘をされていふというふうにも受け取れるのであります。つまり私が言いたいのは、廃棄物という言葉自体一般の庶民の間では通用しませんからごみと申し上げますが、もともとこの法案は、ごみ戦争と言われていふほどのごみの処理の問題をどうするかというところで考え出したことだから、みんないいじやないかといふことをきのうも実は理事懇談会の席で自民党の理事の方がはしくもおっしゃつた。私はそれならば全く賛成なんでありまして、私どももしたがって、ごみといふことをどうするかといふところに集中して初めからみんな話をすればよかったんじゃないでしょうか。そこに問題があるんですが、そこへ一回返つて

第十部 運輸委員会 議録第十二号 昭和五

とも現在考えておるところでございます。

もんだと、生ごみだということは、毎日の生活の中でやっているんで、そういう感覚を持って対処

なことからやっただことでございまして、特にこの両者分かれた決め手になったものは、従来から大

阪神についてはケーソン、それから首都圏では二重鋼管矢板が地盤等の特性から使われているというところ、そのままだと、おっしゃる通り、決してそれを厚生省が決めようとか、むしろこれは運輸省サイドで御指導願う部分でございまして、われわれ全く経験のない部分でございまして、そういう事情で、一応そういうこととして想定をいたしましたものでございます。

○田英夫君 私どもも調べて、いろいろ両省から教えていただいたところで、いまおっしゃったように、東京湾の場合は二重鋼管矢板の方が遮水性が強いからというお話だったんですが、私どもが一番心配しますのは、皆さんも言っておられること、すなわち、廃棄物、ごみを捨てた、その中にたとえはPCBが入っていた、それが遮水性が悪いと流れ出す、漁業に対しても非常に影響があるし、庶民の生活に影響がある。そういうことは起ってはならぬことですから、実はこの護岸の問題は非常に重要な問題だと考えているわけです。もちろん、予算の関係もあると思いますが、私どもの伺うところでは、遮水性がいかに二重鋼管矢板というところになれば、これは当然大阪だ、同じことだろうと思えますし、また従来のそうした埋め立て護岸のやり方が、東京湾は二重鋼管矢板はケーソンだというふうなこともい言われましたが、私どもの調べている限りでは、たとえは横浜ではケーソンが使われているという実績もあります。この辺はなぜそういう東と西で違った工法をとるのかわからないのですが、どういうことでしょうか。

○政府委員(吉村眞事君) 必ずしも東と西で違う工法というところではないと思います。いま先生、横浜でもケーソンを使っているという御指摘でございしましたが、構造につきましてもその場所の地盤の条件あるいは水深、それから地震等の外力の条件、いろんな条件を加味して設計をすることになるかと思いますが、その場合の非常に大きな判断材料の一つが遮水性ということになると思っております。もちろん、中に入れるものによって遮水性

の程度にももちろん差があるかもしれませんが、一般的に言って中に入れるのは廃棄物でございまして、普通の護岸に比べれば格段に遮水性がいいということが基本的な要件かと思えます。

で、ある遮水性を確保するための構造というのは私はいろんな方法があるかと思うわけですが、たとえば二重鋼管矢板でそういう遮水性を確保することでもできるし、あるいは円形のセルといったような構造で同じ遮水性を得ることもできると思えます。あるいはまたケーソンを使っても同じような遮水性を得る工法も可能かと思えます。

ですから、そういうことをすべてコンパインしながら最適な護岸構造を実施の段階で考えればよろしいかと思いますが、ただいまの厚生省の調査の中でたまたまそういう構造がとられておったのは、大阪の一番主な、主なものか、有名なところ、大きい北港のごみ捨ての護岸、これがケーソン構造であること、それから東京では防波堤の外側の構造が二重鋼管矢板であるというところ、そういう例がたまたまあったので、恐らく工費の概算をはじかれたときにその工法をそのままとられたのではないかと私どもは考えております。

○田英夫君 首都圏と大阪の場合、それぞれ調査の委託されたところも違うようですから、違う結果が出てくるということもあり得ると思えますが、こういうあれはいささかちがひ過ぎかもしれないけれども、特許庁の特許公報というのを見てもみましても、ちょうど鹿島建設がケーソンの工法について特許を、特に水面下の部分で、いろいろ工法について四種類ぐらいの特許を取っていますけれども、それが五十四年なんですね。こういうことは言いたくありませんけれども、ちょうどこの計画が考えられ調査が始められた段階と一致するわけですね。したがって、私はケーソン式といういま計画である大阪の場合だと、本当に特許を取っているほどの工法を持っているのは鹿島建設しかない、初めから鹿島建設以外は今度の計画ではやれないんじゃないだろうか、こういうふうに

逆に考えてしまっているようですが、これは考え過ぎでありましょうか。

○政府委員(吉村眞事君) 私どもが承知したしております鹿島建設が持っておりますケーソンに関する特許と申しますのは、もちろん広範な意味のケーソン工法に関する特許などは持っておりません。これは公知の事実でございまして、特許の対象にはなり得ないわけで、その中の非常に細かいたとえばケーソンとケーソンの間に何か詰め物をするときの材質の特許でございまして、そういった非常に細かいことを特許を取っておられるわけでございます。先ほど御説明いたしましたように、ケーソン工法で廃棄物埋め立て護岸を設計するといふ場合に、鹿島建設の持っておりますような特許に全然触れずに設計することは十分可能でございます。したがって、われわれが聞いております鹿島建設の特許等につきましては、恐らくこれを使うようなことにならないであろうと思えます。これは単なる憶測でございまして、私どもは幾つかありますけれども、主として鹿島が持っておりますのは陸上のいわゆるニューマチックケーソンに関する特許が多くて、海上のケーソンに對するものというものは、現在何か出願中かなんかの、目地に何かを埋める工法ぐらいが関係あるのかなと思えますが、これも先生御指摘のようなそれはどの心配は要らないのではないかと私は思っています。

○田英夫君 その点は私の誤解であれば幸いだと思いますが、問題は、先ほど申し上げた東京と大阪で大体初めから計画によると工法が違うということではやはりいささか気になりますね。東京と大阪で基本的な条件が違うとは思えませんが、先ほど耐震性、地震の問題とか遮水性の問題とか挙げられましたが、これはいづれも同じ日本の中で基本的に大きく違ふとは思えないんですが、横浜と東京、さつき挙げられた千葉では、海底の地質が違ふからという技術的なことは私は申し上げませんが、東京湾でもあるの

になぜそこが違った工法に初めから計画がなっているのかというところをお聞きをしたかったわけですが、この点についてはまだ明快なお答えがありませんけれども、もう一回答えていただきたいと思えます。

○政府委員(吉村眞事君) これは厚生省で調査をされたわけで、恐らくその調査をした方に聞かないと本当のところはわからないかと思えますが、私が思いますのは、先ほど申しましたように大阪の最も代表的な廃棄物埋め立て護岸の構造がたまたまケーソン構造であります。それから東京湾で最も代表的と思われる埋め立て護岸の構造が二重鋼管矢板でございまして、多分その場所における過去の最も代表的なものをとっておけばそれではないかというふうに私は想像いたします。

○田英夫君 要するに私の聞きたいのはこういうことです。現在の時点で、この法案をこにお出しになったその時点で、両省の間での合意はまだ工法については最終的には決まっていまいとお答えになるのか、もうそういうことで決まっていますとお答えになるのか、そこを聞きたいわけですよ。

○政府委員(吉村眞事君) 工法については現在の時点では全然決まっております。今後最適の方法を選ぶことになろうかと思えます。

○田英夫君 そういうことを最初にはっきりしていただかないと、私どもに資料というものはあたたか最終的なように出てきますから、その点が私の疑惑を生むようなところにつながってしまう。私は最後に、時間が参りましたけれども申し上げたいのは、大変失礼であります、今回のこの法案というのは、私もいままでのいろいろな種類の法案を拝見し、それが法律になっていった経過を見てまいりましたけれども、まさにきのう理事懇談会でも申し上げましたが、オーバーでなく前代未聞と言つていいくらい問題が多過ぎる。大体基礎になるごみの算定した数字自体が、再検討する

というふうに出ておられるんですから、再検討を要するような一番基本の、これはごみを捨てるための法案だところ皆さんが理解していらつしやるそのごみの量すら、実は初めから計算し直さなければならぬというふうな、そういうものでこの法案をいまこうやって議して採決だということをやっているのかどうかということですよ。

私も委員の一人としてこれに参画した以上、これが法律になって施行されていくということになれば、関係する皆さんはもちろん地域住民の皆さんに対しても、問題が起こったときには責任の一端を感じざるを得ないわけですね。ごみ戦争とまで言われているいま一つの大きな政治問題であるごみの問題から端を発したこの問題が、そういうことでのいかどうか、まあ立法府の立場として、行政府からお出しになった、与党はそれとなくさばいていくというのが従来の国会のあり方のように思いますけれども、そういうことでのいかどうかを今度のこの審議を通じて痛感をしたということを申し上げて質問を終わりたいと思います。

○委員長(黒柳明君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(黒柳明君) 御異議ないと認めます。

○委員長(黒柳明君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、江藤智君が委員を辞任され、その補欠として仲川幸男君が選任されました。

○委員長(黒柳明君) 速記をとめてください。
〔午後四時三十七分速記中止〕
〔午後五時三十四分速記開始〕

○委員長(黒柳明君) 速記起こしてください。
本案の修正について市川君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。市川君。

○市川正一君 私は、本案に対し修正の動議を提出いたします。
その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

本法案は、当初の厚生省のフェニックス計画構想から大きく後退し、廃棄物についての国の責任をあいまいにしているだけでなく、港湾機能増進という港湾計画がなければごみ処理もできないという、港湾計画が優先し、ごみ処理は従たるものになっており、地域住民と自治体の要求からもかけ離れたものになっております。
また、政府案は、廃棄物の減量化、再利用の促進や最終処分のための長期的な根本的な対策を何らとっておらず、廃棄物処理を安易な海面埋め立てに依存することになっており、廃棄物処理問題の根本的な解決にはなっておりません。

しかも、環境保全を保障する具体的規定を設けておらず、また民間の産業廃棄物までも無制限に受け入れるたてまとなっており、さらに現行港湾法以上に国の権限を強めるとともに、センターの管理委員会に地方議会の代表を入れず、民主的運営の保障がないなど重大な問題点があります。
わが党は、環境保全上、廃棄物最終処分場を海面埋め立てに求める場合、必要最小限に抑えるとともに、廃棄物の減量化等を図る立場から修正案を提案することにした次第であります。

次に、修正案の概要について御説明申し上げます。
第一に、港湾整備優先ではなく、住民本位の廃棄物処理優先に改めるために、目的条項中に「港湾の秩序ある整備」を削除し、また第二十条二項三号の造成地の利用目的から「港湾の機能増進」を削除して「周辺地域における生活環境の向上に寄与するよう」と改めております。

第二に、埋め立て全面依存ではなく、廃棄物の減量化、再利用の促進など総合的施策を同時に進めることを前提に、第二条二項の対象地域を首都圏、近畿圏の大都市圏に限定し、必要最小限に抑えることにしております。また、同趣旨により十年の時限立法とし、その間、政府は廃棄物の処理に

関し減量化、再利用等の推進を図るための施策について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしております。
第三に、環境保全上の歯どめを強化するため、第二十条の基本計画、第二十一条の実施計画は、関係住民への公開と住民参加による環境アセスメントを実施するとともに、産業廃棄物の無制限投棄を防止するため第十九条を改め、第二十五条を削除することとしております。

第四に、自治体中心にセンターの民主的運営を確保するために、第二十条の「基本計画」の主務大臣認可制を承認制に改め、第十四条の管理委員会の構成を出資したすべての自治体の首長、議会の議長、港湾管理者に拡大することとしております。

第五に、事業の特殊性にかんがみ、広域処理場等の建設に要する費用について補助金の増額その他財政上及び資金上特別の配慮をすることとしております。
第六に、センターの解散もしくは業務の縮小に際しての雇用保障を明記することとしております。

以上が修正案の提案理由であります。
慎重審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。
○委員長(黒柳明君) ただいまの修正案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。――別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案に対する討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。
○日黒今朝次郎君 私は、日本社会党を代表し、広域臨海環境整備センター法案及び共産党の修正案に反対の討論を行います。
今日都市問題となっている廃棄物問題は、環

境、公害問題でもあり、緊急にその対策を必要とされています。

しかし、政府提出のいわゆるセンター法案は、廃棄物問題の解決を図るというよりもむしろ問題解決を困難にするばかりでなく、解決の条件を一層悪化させるものであります。

また、地方自治の本旨、住民自治と民主主義に照らしても重大な問題をはらんでいることを指摘せざるを得ません。

以下、具体的問題点を指摘し、法案に反対する理由を明らかにしたいと思います。

第一の点は、廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用についてであります。

産業経済活動の結果排出される大量の廃棄物については、ただその処理、処分を講じればよいとするのではなく、昭和四十五年の生活環境審議会清掃部会の提案にもあるように、その発生量の抑制、減量化と再生利用の措置を具体的にを行うべきであります。本法案はもとより、これまでの法案審議の過程においても、今後の方針が明らかにされておられません。むしろ広域処分場計画は、廃棄物の減量化、再生利用の政策方向に逆行するものであります。

第二の点は、環境、公害の問題であります。

廃棄物の中には、環境上に悪影響をもたらすものが多くあります。このため、これまでも水質、大気、最終処分場の構造などの面から環境、公害対策上厳しい措置が講ぜられてきました。法案審議の中で、業者による不法投棄、処理場からの汚水、護岸構造、広域処分場の設置に伴う積み出し港、中継基地、輸送問題、交通、公害問題など指摘してまいりましたが、具体的な対応策が明らかにならず、センターにその解決責任を転嫁されることになりました。

この結果、広域処分場の建設に伴う関係地域住民に重大な影響をもたらす、混乱を招くことは必ずであると言わなければなりません。

第三の点は、廃棄物行政は地方公共団体の固有の事務であることに反してあります。

一般廃棄物については、その収集、運搬、処理、処分に至るまで地方公共団体の直営による一貫体制が必要であります。業者が一般廃棄物と産業廃棄物の双方を扱い、多くの自治体の委託を受けて収集、処理を行っている結果、不法投棄、不適正な処理、処分を行っている事実が明らかになりました。

しかしながら、これまでの審議の中で、業者問題についての対策、自治体における清掃行政の直営体制の強化拡充の方向が明らかとなつていません。センター法に基づく広域処分場計画は、業者の介入する機会と手段を拡大するものであり、指摘してきた問題点の解決を一層困難ならしめるものであります。

第四の点は、この法案が、産業廃棄物対策と港湾整備に重点が置かれていることについてであります。

産業廃棄物は、排出事業者の自己処理責任によつて処理されなければなりません。現状は零細な処理業者に安い料金で下請けをさせている場合、有害な産業廃棄物の処分の実情すら正確に把握していない行政実態にあることが審議の中で明らかになりました。

広域処分場計画において、産業廃棄物の受け入れが予定されており、主務省と通産省の間の確認事項において、その場合の予納金、受け入れ料金は適正なものにするようセンターを指導することとして覚書が交換されています。産業廃棄物に対する配慮をセンター法案に先立って確認し、基本計画の策定自体に方向性を示唆することをもって産業廃棄物を優遇しようとすることは、排出事業者の自己処理責任を放棄するものであります。さらに港湾整備計画との関連についてであります。

本来、廃棄物対策と港湾整備との結合には大きな矛盾があり、いずれかに傾斜せざるを得ないものであります。長期安定的に廃棄物の最終処分場を確保しなければならぬ地方公共団体にとつて、港湾整備計画と結びつくことによる問題、い

わゆる廃棄物が海面埋め立ての手段に利用され、最終処分場の長期安定確保が困難になることを避けなければなりません。この点が具体的に解明されるに至っておりません。

第五の点は、財政問題についてであります。

広域処分場計画に伴う中間処理体制の変更、交通公害、沿道対策、環境問題など新たな自治体の対応が予測されます。港湾管理者もまた護岸の築造費、漁業対策、跡地の売却、インフラ整備という財政支出が求められるわけであり、現行の国の補助基準でさえ、多大の超過負担を強いられる現状であることから、これらの抜本的な改善を求めたいわけであり、具体的な対応策が明らかになっておりません。

加えて、行政改革論争の厳しい折、地方にこのような新たな自治体の財政負担を招くような法人の設立は、国の行政改革の隠れみのに地方を利用しようとするものであり、特殊法人隠しと言われどもやむを得ないものであります。

最後に申し上げたい点は、この法案が地方自治の本旨に反し、住民自治と民主主義に背を向けた内容になっている点であります。

センターにおける管理委員会に、住民の直接請求、監査請求権は及ばず、公聴会等、関係住民の意見を聴くという制度も明文化されておられません。

また、廃棄物対策と港湾整備を広域的にやろうとする計画のため、一つの自治体の意思は反映しにくく、国の関与の強化、自治権の侵害につながるものであります。

以上が本法案に対する問題点と反対理由であります。

政府は、本法案を撤回し、再検討されることを要望して反対討論を終わります。

○市川正一君 私は、日本共産党を代表して、政府提案の広域臨海環境整備センター法案に反対し、修正案に賛成の討論を行います。

第一に、現在のごみ問題を真に解決するためには、政府の総合的、抜本的な対策が確立されなけ

ればなりません。しかるに政府は、そのような真の解決策を明らかにしないままに、本法案では民間企業の産業廃棄物までも無制限に受け入れることができるようにしております。大企業の処理責任やごみの減量対策があまりに不十分で、本法案を成立させることは、本法案を突破口にして際限のない海面埋め立てに道を開くこととなり、断じて容認できないのであります。

反対の第二の理由は、当初の地方自治体のごみ処理を中心としたフェニックス構想が大きく後退させられ、民間事業者の産業廃棄物や陸上残土中心の処分場と化し、同時に港湾機能の整備拡充を進める港湾計画がなければごみ処理もできないというものになっていることであります。

反対の第三の理由は、本法案の成立で大阪湾に八百ヘクタール、東京湾に千二百ヘクタールという大規模埋め立てを進めることによって、海面の消失を初め周辺水域及び漁場など、その環境問題に与える影響はきわめて甚大であり、不可避であります。それにもかかわらず、本法案は環境保全を理念としていたもので、それを保障する具体的規定は全く欠落しているのであります。

反対の第四の理由は、海面埋め立てという事業の特殊性から、その工事費も巨額なものが予想されていくにもかかわらず、国が主体となつて出資をし、建設を進めるといふ当初のフェニックス計画を御破算にして、国はこれまでの補助制度をそのまま適用するだけで、何ら特別な財政措置をとろうとしていないのであります。本法案による最終処理場の建設は、地方自治体に新たな財政負担をもちますことは必至であり、自治体財政を一層困難なものにするとは明らかであります。

最後に、本法案の審議を通じて、最終処理場の建設について、運輸省、厚生省の調査結果が、その最終処理量、面積、跡地利用などに大幅な食い違いがあること、また、これらの調査とは別に、建設、通産両省でも独自調査を行い、新たな海面埋め立てを計画している事実も明らかにされました。このように各省ばらばらな対応が行われ、ば

らばらな調査結果が出されているにもかかわらず、政府は本法案の国会提出に当たって、各省間の十分な事前調整、協議さえしていないのであります。統一した構想を国民の前に何ら明らかにせず、本法案の成立だけをしゃにむに強行しようとする政府の態度は断じて容認できません。このような無責任な法律案は一人廃案にし、その見直し、再検討を当然行うべきであります。

日本共産党の修正案については、提案理由説明で詳しく述べましたので多くは述べませんが、最終処理場を海面埋め立てに求める場合でも、環境保全上の十分な措置を行い、限定された廃棄物のみを受け入れることとし、その規模も必要最小限に抑えることとしております。また、政府に対しごみの減量化、再利用など総合的な対策を求めるなど、住民や清掃労働者、関係自治体の要望にこたえる内容であり、賛成するものであります。

以上で討論を終わります。

○田英夫君 私は、政府原案に反対する立場から討論をいたします。

本来この法案は、ごみ戦争と言われたごみの処理の問題について、いかに円滑に運ぶかという発想の中から生まれたはずであります。しかるに本法案の作成過程から、運輸省関係の港湾の問題がむしろクローズアップされ、本来の目的であるごみ処理の問題については大きく後退したと言わざるを得ません。そして、そのごみの量についても、これは地域住民の皆さんには自治体の立場からすればきわめて重大な問題であります。そのごみの排出量の算定についてもきわめて増大していきという立場から考えられた法案と言わざるを得ません。順序が逆だと思ひます。

私も、いわゆるリサイクルなどごみの減量化ということ、まず政府の立場において、自治体とともに住民の立場から考えて、その施策を推進する中でさらにそれを国家の行政的な立場から大規模に進めるにはどうしたらいいかという、そういう順序で考えるべきものを、まず、き

わめてずさんな計算の中からこの法案を提出すると、この立場からも私どもはこの法案に賛成することはできないのであります。

また、この法案はきわめてずさんな計算から成り立っている結果として、そのしわ寄せが地方自治体を集まってくるというところは当然の帰結と考えざるを得ません。その他、ごみの処理の過程における公害の問題あるいは護岸建設における工程の問題など、余りにも問題が多過ぎますので、私どもは再検討すべきだと考えます。

このような立場から、私は政府原案に対して反対の意見を述べて討論いたします。

○委員長(黒柳明君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒柳明君) 御異議ないと認めます。それでは、これより広域臨海環境整備センター法案について採決に入ります。

まず、市川君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(黒柳明君) 少数と認めます。よって、市川君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(黒柳明君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、目黒君から発言を求められておりますので、これを許します。目黒君。

○目黒今朝次郎君 私はいまだ可決されませんでした。広域臨海環境整備センター法案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブ各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

広域臨海環境整備センター法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一 廃棄物処理行政を円滑に推進するため、現行廃棄物処理法に基づく地方公共団体による当該行政の充実と廃棄物処理体制の一貫性を図るよう努めるとともに、一般廃棄物については地方公共団体の固有事務としてその行政体制の充実改善に努力すること。

二 最終処分量の減量化のため、再生利用、再資源市場の研究について積極的に取り組むこと。なお、廃棄物の発生量の増大をきたさないよう国民に対する使い捨て意識の変革などの啓蒙を行なうこと。

三 広域処理場の廃棄物の輸送に伴う交通問題、沿道対策、輸送の確保等に十分配慮するとともに、地域及び海域の環境保全を図るため、排水処理、高度のしや水性を追求した護岸建設など環境保全に万全を期すること。

四 一般廃棄物処理施設の整備を促進するため、国庫補助の内容の充実改善に努め、特に広域処理場に参加する地方公共団体の中間処理施設の整備について積極的に援助すること。

五 適正処理困難物については、市町村の清掃事業に過大な負担を強いることのないよう廃棄物処理法の趣旨を徹底させ、その回収システム及び処理システムの確立にむけ関係省庁と連携をはかりながら事業者に対し指導を行なう等必要な施策の推進をはかること。

六 基本計画の策定に当たっては、あらかじめ地方港湾審議会及び地方公害対策審議会の意見を聴くとともに、その内容を関係住民に公表し、その意見を聴取する措置をとるようセンターと関係地方公共団体を指導すること。

七 センターの行う事業にともない関係労働者の労働災害等の発生防止、健康管理等の労働諸条件の確保のため、関係省庁間の連絡を

密にし、所要の指導を行うこと。

八 センターの策定する基本計画その他センターの運営に関する重要事項については、国会の求めがあつた場合に適切に報告することができるようその把握に遺憾なきを期すること。

以上であります。

○委員長(黒柳明君) ただいま目黒君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(黒柳明君) 全会一致と認めます。よって、目黒君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、塩川運輸大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。塩川運輸大臣。

○国務大臣(塩川正二郎君) ただいま広域臨海環境整備センター法案につきまして、慎重御審議の結果可決いただき、まことにありがとうございます。

また、附帯決議につきましては、政府といたしましてその趣旨を十分に尊重し、努力してまいり所存でございます。

ありがとうございます。

○委員長(黒柳明君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒柳明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(黒柳明君) 次に、全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者衆議院議員三塚博君から趣旨説明

を聴取いたします。三塚君。

○衆議院議員(三塚博君) ただいま議題となりました全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明を申し上げます。

新幹線鉄道は昭和三十九年十月の東京―新大阪間の開業以来、その高速度、大量輸送力、安全性等によって国土の開発、国民生活の向上に寄与し、また全国新幹線鉄道整備法は昭和四十五年五月、議員提案によって制定されたものであります。これは皆様御承知のとおりであります。

新幹線鉄道の建設につきましては、その建設主体である日本国有鉄道または日本鉄道建設公団が建設のため必要な資金を負担し、国がその資金の一部について助成措置を講じておりますが、今後、建設に要する巨額な資金について、同様の方式でこれを進めますならば、日本国有鉄道は、そのきわめて悪化している経営の現状から見て、そのような負担にたえ得ないことは明らかであります。

一方、新幹線鉄道の建設は、国民経済の発展と国民生活領域の拡大に資するものであります。あわせて地域住民の生活の向上、沿線地域の産業経済の進展等地域の発展にも大きく寄与するものであります。特に、今後建設される新幹線鉄道については、地域の発展に資する便益はさらに高まるものと考えられます。

このような実情にかんがみ、今後整備する新幹線鉄道については、国による助成措置のほか、建設のため必要な資金について地方公共団体による財政措置が必要であると考えられますので、地方公共団体が、日本国有鉄道または日本鉄道建設公団に対し、新幹線鉄道の建設のために必要な資金についての補助金等の交付その他財政上の措置を講ずることができるよう、全国新幹線鉄道整備法に根拠規定を設けることとした次第であります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(黒柳明君) 以上で趣旨説明の聴取は終
わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十七分散会

〔参照〕

広域臨海環境整備センター法案に対する
修正案

広域臨海環境整備センター法案の一部を次のよ
うに修正する。

目次中「第二十八条」を「第二十七条」に、「(第
二十九条―第三十二条)」を「(第二十八条―第三
十一条)」に、「(第三十三条―第三十四条)」を「(第
三十二条―第三十三条)」に、「(第三十五条―第
三十六条)」を「(第三十四条―第三十六条)」に改
める。

第一条中「認められる」の下に「大都市圏の」を加
え、「及びこれによる港湾の秩序ある整備」を削
る。

第二条第一項第三号中「(以下「産業廃棄物」と
いう。)」の下に「のうち政令で定める産業廃棄
物」を加え、同条第二項中「広域処理対象区域」
とは「の下に、首都圏(首都圏整備法(昭和三十
一年法律第八十三号)第二条第一項に規定する首
都圏をいう。及び近畿圏(近畿圏整備法(昭和三十
八年法律第九十九号)第二条第一項に規定する
近畿圏をいう。の地域のうち」を加え、同条
第三項中「その秩序ある整備に資することとなる
と」を「適当」とに改める。

第五条第二項中「自治大臣の承認を受けなければ
ならない」を「自治大臣に届け出なければならない」
に改める。

第六条第一項第六号中「管理委員会の委員の定
数、任期、選任、解任その他の」を削る。

第十四条第四項を削り、同条第三項を同条第四
項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の一項を加える。

2 委員会は、委員で組織し、委員は、センター
に出資した地方公共団体の長及び議会の議長並
びに港湾管理者の長(港湾管理者の長がセンタ
ーに出資した地方公共団体の長であるときは、
当該港湾管理者の長の指名する者)をもつて充
てる。

第十九条第一号中「廃棄物」の下に「(一般廃
棄物及び第二号第一項第三号の政令で定める産業
廃棄物に限る。)」を加え、同条第二号イ中「(政
令で定める部分に限る。)」を削り、同号ロ中「(一
般廃棄物及び政令で定める産業廃棄物)」を「前号
の廃棄物」に改め、同条第三号を削り、同条第四
号中「前三号」を「前二号」に改め、同条を同条第三
号とする。

第二十条第一項中「前三号まで」を「及び第
二号」に改め、同条第二項第三号中「港湾の機能の
増進及び」を削り、同項第四号中「関係地方公共
団体が実施する廃棄物の減量化等の施策」を「関係地
方公共団体が廃棄物の処理に關して定めた計画に
基づき実施する廃棄物の減量化、再生利用等の施
策」に改め、同条第三項中「第七項」を「第六項から
第八項まで」に、「認可」を「承認」に改め、同条第
四項中「認可」を「承認」に改め、同条第五項中「認可」
を「承認」に改め、同条第六項を同条第五項とし、
同条第七項を同条第六項とし、同条に次の
二項を加える。

7 センターは、基本計画を作成し、又は変更す
るに当たっては、その実施により生ずる環境に
對する影響についての調査の結果に基づく事前
評価を行うとともに、当該事前評価の結果を公
表しなければならない。

8 センターは、基本計画を作成し、又は変更し
ようとする場合において必要があると認めると
きは、公聴会の開催等住民の意見を反映させる
ために必要な措置を講ずるものとする。

第二十一条第一項中「前三号まで」を「及び
第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第七項及び第八項の規定は、第一項の実

施計画の作成又は変更について準用する。
第二十五条を削る。
第二十六条の見出しを「(補助金等)」に改め、同
条第一項を次のように改める。

センターが第十九条の規定により広域処理場
の建設又は改良の工事を行う場合におけるその
工事に要する費用については、国は、地方公共
団体又は港湾管理者に対し交付すべき補助金の
増額その他財政上及び資金上特別の配慮をする
ものとする。

第二十六条第二項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の一項を加え、同条を第二十五条とす
る。

2 前項の地方公共団体又は港湾管理者に対する
補助金は、センターに対し交付することができ
る。

第二十七条を第二十六条とし、第二十八条を第
二十七条とする。

第六章中第二十九条を第二十八条とし、第三十
条を第二十九条とし、第三十一条を第三十条と
し、第三十二条中「第三十条第一項」を「第二十九
条第一項」に改め、同条を第三十一条とする。

第七章中第三十三条を第三十二条とし、第三十
四條を第三十三条とする。

第八章中第三十五条の前に次の一條を加える。
(配慮)

第三十四条 国は、センターの解散又は業務の縮
小に当たっては、センターの職員の雇用の安定
について十分な配慮をしなければならない。

第三十七条中「第三十三条第一項」を「第三十二
条第一項」に改める。

第三十八条第一号中「認可」を「承認又は承認に
改め、同条第四号中「第二十條第六項」を「第二十
條第五項」に改め、同条第七号中「第三十一条」を
「第三十条」に改め、同条第八号、第九号及び第
十号中「第三十一条」を「第三十条」に改め、同条
第十一号中「第三十四条」を「第三十三条」に改め
る。

附則第十二条を附則第十四条とし、附則第六条

から附則第十一条までを二条ずつ繰り下げ、附則
第五条中「第二十一条第一項」を「第二十五条第二
項」に改め、同条を附則第七條とし、附則第四条
を附則第六條とし、附則第三条を附則第五條と
し、附則第二条を附則第四條とし、附則第一条の
次に次の二條を加える。

(附則)
第二条 この法律は、施行の日から十年以内に廃
止するものとする。

(検討)
第三条 政府は、廃棄物の処理に關し、廃棄物の
減量化及び再生利用を含む総合的な施策につい
て検討を加え、その結果に基づき、必要な措置
を講ずるものとする。

五月二十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、気象業務の整備拡充に関する請願(第四六
七五号)(第四七七〇号)

第四六七五号 昭和五十六年五月二十二日受理
気象業務の整備拡充に関する請願
請願者 熊本県阿蘇郡白水村中松古坊中
三、八四五ノ一二全気象熊本阿蘇
分會内 大脇了外七百四十八名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五一三号と同じである。

第四七七〇号 昭和五十六年五月二十三日受理
気象業務の整備拡充に関する請願
請願者 愛媛県南宇和郡城辺町甲三四三
田中勝三外二百八十九名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第五一三号と同じである。

六月二日本委員会に左の案件が付託された。
一、全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法

律案(衆)

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案
全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律
全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七
十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を次のように改める。

2 地方公共団体は、新幹線鉄道が当該地方の開
発発展及び住民の生活の向上に果たす役割の重
要性にかんがみ、新幹線鉄道に関し、日本国有
鉄道又は日本鉄道建設公団に対するその建設の
ため必要な資金についての補助金等の交付その
他財政上の措置を講ずることができる。

第十三条に次の一項を加える。

3 地方公共団体は、前項に規定するもののほ
か、新幹線鉄道に関し、その建設に要する土地
の取得のあつせんその他必要な措置を講ずるよ
う努めるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に全国新幹線鉄道整備法第
九条第一項の規定による工事実施計画の認可を
受けた区間については、なお従前の例による。

昭和五十六年六月二十五日印刷

昭和五十六年六月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局